

広島県災害復興都市計画マニュアル

平成27年3月

広島県土木局都市計画課

【目次】

第1章	マニュアルの目的等	1
1	マニュアルの目的	
2	マニュアルの位置付け	
3	マニュアルの活用方法	
4	今後の取組み	
第2章	復興都市づくりの概要	3
1	復興都市づくりの基本的な考え方	
2	復興都市づくりのための建築制限	
3	災害復興都市計画による復興都市づくりを図る地区の設定基準	
4	都市復興基本方針及び都市復興基本計画	
5	災害復興都市計画	
6	災害復興都市計画決定時期の設定について	
7	住民との合意形成の推進	
8	平時の取組み	
9	大規模災害からの復興に関する法律	
第3章	復興都市づくりの行動指針	16
1	被災後1週間以内	
2	被災後1週間以降2週間まで	
3	被災後2週間以降1か月まで	
4	被災後1か月以降2か月まで	
5	被災後2か月以降6か月まで	
第4章	復興都市づくりの手続き	49
1	第一次建築制限区域の設定に係る広域調整	
2	第一次建築制限の実施	
3	第一次建築制限の延長	
4	第二次建築制限の実施	
参考資料		60
1	関係法令抜粋	
2	災害復興都市計画に関するQ & A	
3	防災上課題のある地区の把握方法(例)	
4	東日本大震災における復興都市計画の調査	
5	復興土地区画整理事業における課題想定	
6	広島県被災建築物応急危険度判定要綱	
参考文献		78

第1章 マニュアルの目的等

1 マニュアルの目的

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の強烈な地震動や平成23年3月11日に発生した東日本大震災の巨大な津波では、都市において多くの人的被害のほか、建築物の倒壊、火災の発生と延焼拡大、道路・鉄道・ライフラインの被害等、都市機能に甚大な被害が生じたところであり、ハード・ソフト両面における防災まちづくり対策の重要性が再認識されたところである。

一方、4つのプレートが交差する日本列島においては、このような地震災害は、いつ、どこでも発生し得るものである。

現実には、広島県においても平成13年芸予地震が発生しており、今後県内に大規模な災害をもたらす得る地震災害として、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、長者ヶ原断層－芳井断層の地震等が想定されている。（「広島県地震被害想定調査報告書」（平成25年10月））

不幸にして、地震災害により人口が集中する都市に甚大な被害を生じた場合においては、地域の活力を損なわないため、住民の生活再建や経済・産業活動の再開に向けて、被災直後から所要の手段を的確に講じ、迅速な復興を図る必要がある。

復興における都市計画の役割は、不良な街区の形成を防止し、市街地の緊急かつ健全な復興を図るために必要な公共施設の計画や市街地開発事業等の都市計画決定を、短期間に平時と異なるプロセスで決定していくことであり、通常の都市計画決定とは異なる対応を求められることとなる。

今回策定する「広島県災害復興都市計画マニュアル」は、地震災害等により都市基盤が未整備の市街地が被災し、復興に都市計画の導入が必要とされる場合に、都市計画行政に携わる者が講じるべき都市計画上必要な対応について、手引きとして示すものである。

2 マニュアルの位置付け

本マニュアルは、「広島県地域防災計画」の平成25年5月の改定で新たに位置づけられた、「災害復興計画（防災まちづくり）」における、地震災害からの復興を計画的かつ迅速に行うための事前の取り組みとして策定するものであり、復興分野の中でも、特に都市の復興（＝都市計画区域内における市街地の復興）について、都市計画担当部局が行うべき対応を記載し、当該対策に係る実務上のマニュアルとするものである。

また、本マニュアルに記載する対策については、都市計画決定を含め、多くは基礎自治体で実施されるものである。したがって、対象とする被災地域の想定等、地域の実情に応じた対応等については、必要に応じて基礎自治体において検討するものとし、ここでは全般的事項について、記載するものとする。

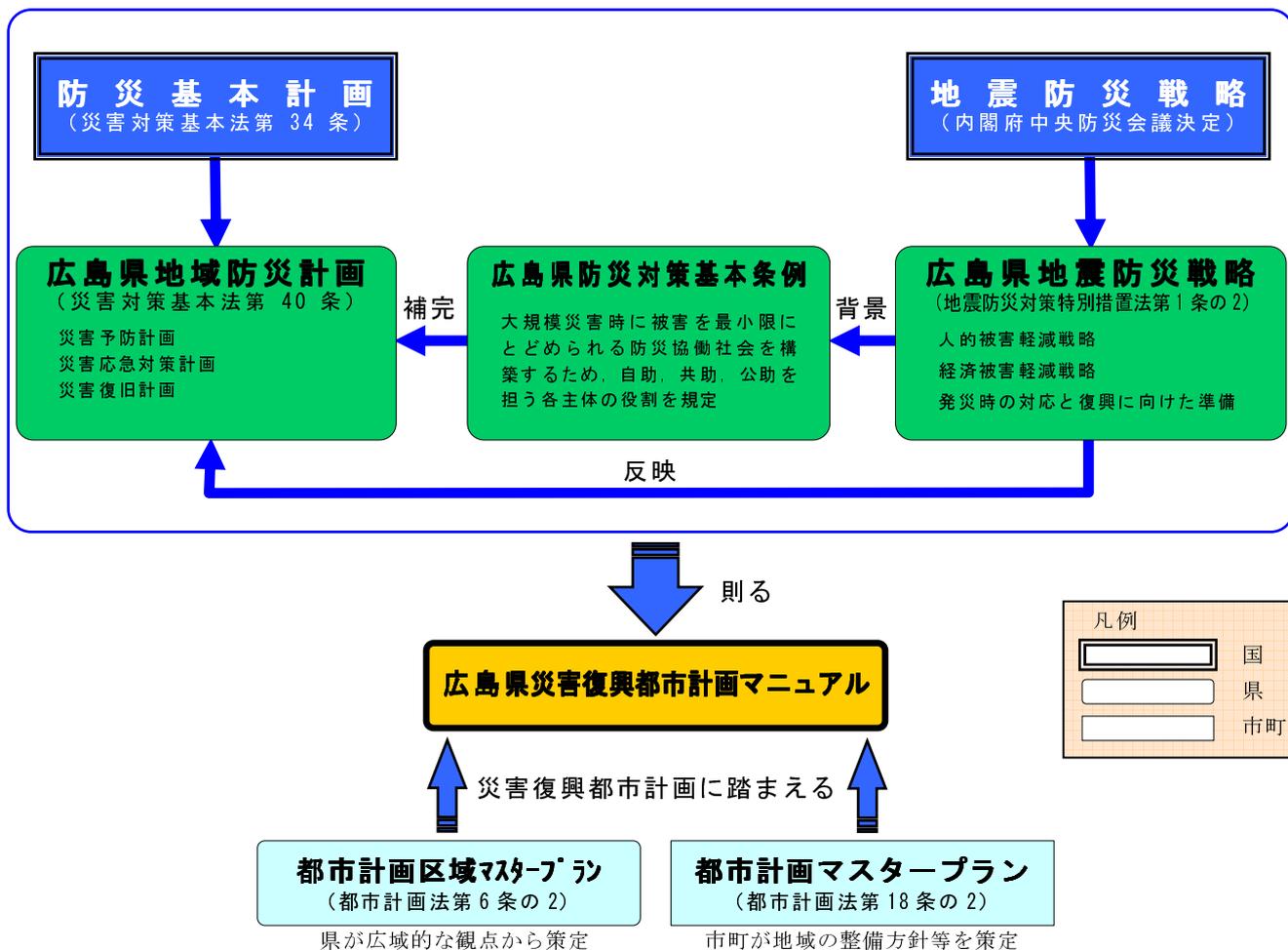


図1-1 災害復興都市計画マニュアルの位置付け

3 マニュアルの活用方法

本マニュアルでは、災害発生から概ね6か月以内に復興都市づくりに向けて必要な都市計画上の対策を完了することを目標に、その取組みについて、プロセスごとの実施目標時期、行動内容やその手順を示している。

なお、運用に当たっては、マニュアルの細部にとらわれず、実際の災害の様相について、手続きに要する期間、個々の状況を正確に把握した上で、迅速かつ柔軟に行動することが必要である。

4 今後の取組み

本マニュアルについては、研修会等様々な機会を通じて、職員等にマニュアルの周知と情報の共有を図る。

また、使いやすいマニュアルにするため、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2章 復興都市づくりの概要

1 復興都市づくりの基本的な考え方

地震動やこれに起因する火災又は津波により都市に甚大な被害が発生した場合、まず、被災者の救援・救護、生活物資の供給等の応急対策やライフライン・公共施設等の災害復旧活動が進められ、並行して様々な主体により復興活動が開始される。

復興都市づくりについては、被害が少なく、又は都市基盤が整備済みの地区は、自主再建を原則としつつ、必要に応じて即地的に復興事業や各種補助制度を活用して行われることとなる。

一方、都市基盤が未整備の地区(表2-5参照)が甚大な被害を受けた場合には、自主再建により再度不良な街区が形成され、将来的に同様の災害を繰り返す恐れがある。このような地区については、市街地開発事業や都市施設等の導入により、市街地の改造を行い、良好な市街地の形成及び都市基盤の整備を図る必要がある。(表2-1参照)

都市計画事業により市街地の改造を行う場合、災害直後の混乱期に住民合意等、所要の手続きを踏むことは非常に困難である一方、生活の再建に向けた個々の建築物の復旧活動は比較的早期に始まる可能性がある。

このため、復興活動に都市計画事業を前提とする場合には、被災後早期に建築活動の制限を図る区域、すなわち都市計画事業による復興を図る区域を特定して、まず都市計画事業の妨げとなる建築行為を制限する必要がある。

この建築制限と並行して復興都市計画事業について、関係住民との合意形成を図り、都市計画決定を経て事業に着手し、復興都市づくりを進めることとなる。

この都市計画事業による復興都市づくりを災害復興都市計画といい、その一連のプロセスは、概ね図2-1のようになる。

表2-1 復興都市づくりのイメージ

	都市基盤未整備	都市基盤整備済
大被害地区	都市計画事業により市街地の復興を図る	自主再建を促進するため、即地的に復興事業や補助制度を活用する
中被害地区	自主再建を促進するため、即地的に復興事業や補助制度を活用する	自主再建を誘導する
小被害地区	自主再建を誘導する	自主再建を誘導する

※被害地区の区分については表2-4 (P.7)、都市基盤の整備状況の区分については表2-5 (P.8) 参照

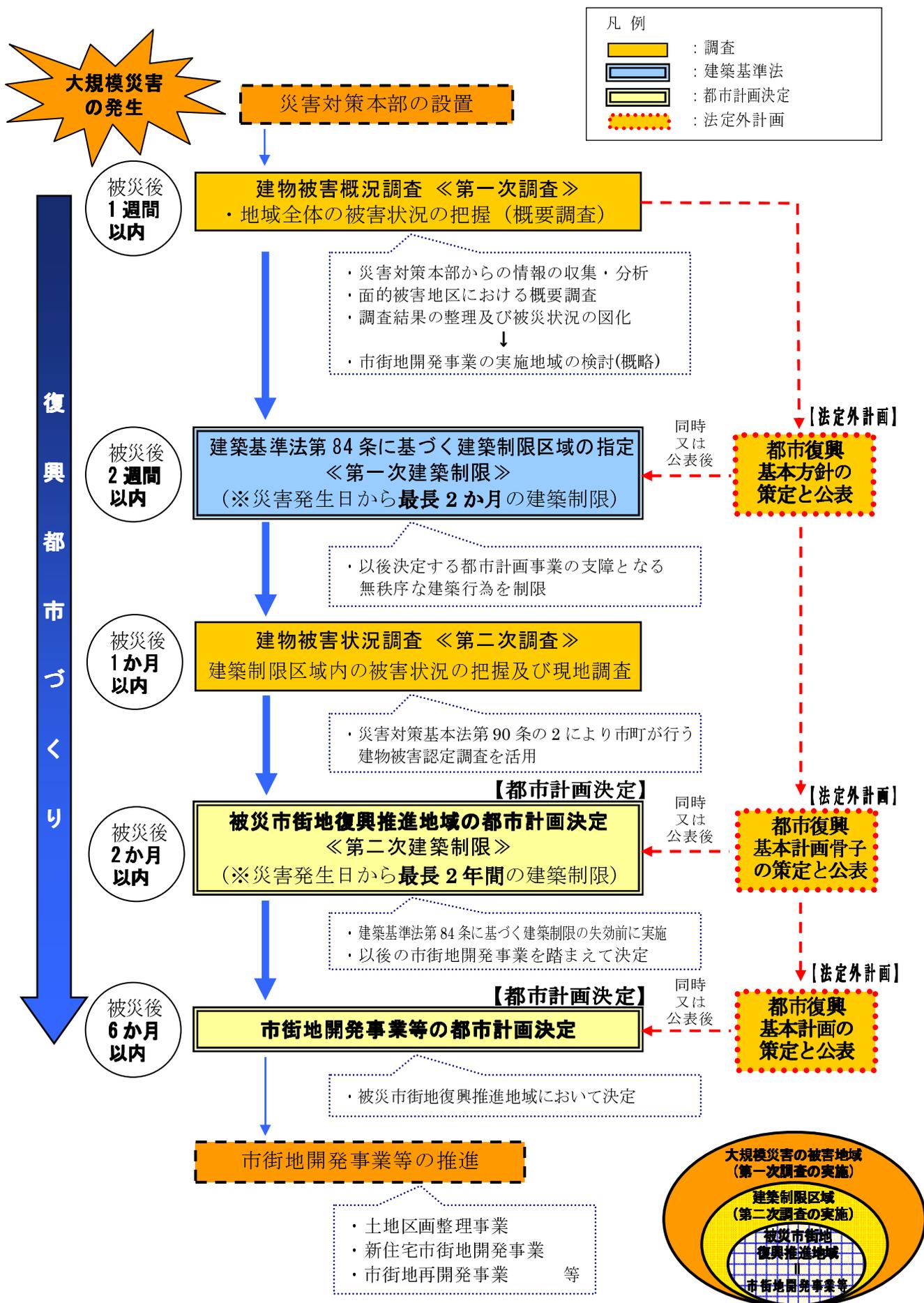


図2-1 災害復興都市計画のプロセス

イメージ図

なお、都市計画は、都市計画区域内において定めるものであるが、都市計画区域の指定要件のひとつに、火災、震災等の災害により市街地を形成している部分の建築物の相当数が滅失した場合で、当該市街地の健全な復興を図る場合（都市計画法施行令第2条第5号）があるので、都市計画区域外であっても、都市計画区域を指定した上で災害復興都市計画を施行することは可能である。（県内では、作木都市計画区域（廃止済）の事例がある。）

2 復興都市づくりのための建築制限

復興都市計画事業の実施に向け、都市計画決定までの間、事業の妨げとなる建築行為の制限を行う必要があるが、現制度下において、建築制限の方法は、被災から1か月を限度（最大2か月まで延長可）として、建築基準法第84条に基づき特定行政庁*が行う建築制限と、被災後2年を限度として都市計画決定により行われる被災市街地復興推進地域によるものがある。

※特定行政庁

建築主事を置く市町村の区域における当該市町村の長をいい、その他の市町村においては、都道府県知事をいう。広島県内では、広島市、呉市、福山市、三原市、尾道市、東広島市、廿日市市。その他の市町は広島県。

災害直後の混乱期において、都市計画決定を伴う被災市街地復興推進地域の指定を速やかに行うことは困難であることから、まず建築基準法第84条の建築制限を行い、被災後2か月以降は被災市街地復興推進地域の指定に移行することが一般的な方法と考えられる。本マニュアルでもこの考え方を踏襲し、前者を「第一次建築制限」、後者を「第二次建築制限」と称して進めるものとする。（表2-2参照）

表2-2 建築制限の種類等

建築制限の種類	決定権者	建築制限の期間
第一次建築制限 （建築基準法第84条）	特定行政庁	被災後1か月まで （最大2か月まで延長可）
第二次建築制限 （被災市街地復興推進地域） 被災市街地復興特別措置法第5条	市町	被災後2年まで （都市計画事業が決定された場合は解除）

（根拠条文については、巻末参考資料参照）

なお、市街地開発事業等が都市計画決定された場合は、第二次建築制限は解除され、都市計画法第53条第1項の規定に基づく建築制限に移行することとなる。

上記各建築制限については、その内容に一部異なる点があるので、参考までに表2-3に概要を示す。

特に建築基準法第84条による第一次建築制限については、第二次建築制限に移行するまでの暫定的対応である。

また、災害復興都市計画により復興都市づくりを図る地区は、第二次建築制限区域に準拠する必要がある。

表2-3 各建築制限の比較

	建築基準法第84条 (第一次建築制限)	被災市街地復興特別措置法第7条 (第二次建築制限)	都市計画法第53条
対象区域	特定行政庁が被災市街地で指定する都市計画又は土地区画整理事業のため必要な区域	被災市街地復興推進地域	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
規制内容	建築物の建築を制限又は禁止	土地の形質の変更、建築物の新築、改築、増築をする場合に都道府県の許可が必要	建築物の建築をしようとする場合に都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)の許可が必要
制限期間	被災後1か月以内 (最大2か月まで延長可)	被災後2年以内	都市計画事業の認可の告示まで
適用除外	①特定行政庁の定める建築制限の内容による。 ②建築基準法第85条第1項に基づく、応急仮設建築物※	①既存建築物の敷地内で行う車庫等の附属建築物の新築改築(2階以下で地階を有しない木造建築物) ②既存建築物の管理のために必要な土地の形質の変更 ③農林漁業者のために行う土地の形質の変更、作業小屋等の建築(床面積90㎡以下) ④非常災害のため必要な応急行為 ⑤都市計画事業が国・都道府県・市町村又は都市計画施設管理者が都市計画に適合して行う行為	①2階以下でかつ地階を有しない木造の建築物の改築又は移転 ②左記の④ ③左記の⑤ ④立体的な範囲を定める都市計画施設の区域で行う建築で離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの ⑤立体道路の地区計画に適合する道路一体建築物、施設管理者が行う建築物の建築
許可基準	—	①0.5ha以上の土地の形質の変更で市街地整備の実施を困難にしないもの ②自己の居住用又は自己の業務用の建築物(2階以下で地階を有しない木造、鉄骨造その他これらに類する構造で容易に移転除却可能、敷地300㎡未満)の建築及びそのための土地の形質の変更 ③買い取らない旨の通知があった買い取り不許可の土地における自己の居住用以外又は自己の業務用以外の建築物(2階以下で地階を有しない木造等で容易に移転除却可能、敷地300㎡未満)の建築及びそのための土地の形質の変更	①都市計画に適合する建築物の建築 ②2階以下で地階を有せず、主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であり、かつ、容易に移転又は除外できる建築物の建築 ③立体的な範囲を定める都市計画施設の区域外で当該施設の整備に支障のないもの

※建築基準法第85条第1項の規定により、非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で、特定行政庁が指定する区域内において、災害発生後1か月以内にその工事に着手する、①災害により破損した家屋の修繕、②国等が災害救助のために建築するもの、及び③被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30㎡以内のものについては、建築基準法令の規定は適用しないものとされている。(但し、防火地域内は対象外)

3 災害復興都市計画による復興都市づくりを図る地区の設定基準

「1 復興都市づくりの基本的考え方」で示したとおり、「災害復興都市計画による復興都市づくりを図る地区」＝「建築制限区域」は、都市計画事業により復興を図ることを前提に、建築物に大きな被害が生じた市街地で、都市基盤が未整備の地区を指定するものとする。

【災害復興都市計画による復興都市づくりを図る地区】

- 都市計画区域内の建築物に大きな被害が生じた地区
かつ
- 都市基盤が未整備で、市街地開発事業等により市街地の復興を図るべき地区

これは、被災市街地復興特別措置法第5条第1項の被災市街地復興推進地域の指定要件を踏まえたものである。

被災市街地復興特別措置法（抜粋）

（被災市街地復興推進地域に関する都市計画）

第五条 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- 一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- 二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- 三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

2 (略)

3 (略)

具体的には、後述する市街地の被害状況調査（第一次調査及び第二次調査）を踏まえ、次の考え方で行うものとする。

災害復興都市計画により復興都市づくりを図る地区の設定基準

① 被害状況の区分

被害状況の区分は次の3区分とし、地区毎に調査結果からいずれかに区分する。

表2-4 被害状況の区分

被害状況区分	判定の目安
大被害地区	全壊又は全焼している割合が概ね5割以上の地区
中被害地区	全壊又は全焼している割合が概ね3割以上5割未満の地区
小被害地区	全壊又は全焼している割合が3割未満の地区

② 都市基盤の区分

都市基盤の区分は次の2区分とし、調査結果からいずれかに区分する。

表2-5 都市基盤の区分

都市基盤整備状況区分	判定の目安
都市基盤整備済	土地区画整理事業，市街地開発事業，開発許可による宅地開発事業等による面整備実施済みの地区
都市基盤未整備	上記の地区以外の地区で，次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画・都市計画マスタープラン等に「都市拠点の形成」，「密集市街地の改善」，「市街地開発事業の実施による市街地の改善」等の市街地整備の位置付けのある地区 ・ 幅員4m未満の細街路が存在する地区 ・ 都市計画道路が未整備の地区 など

戦災復興土地区画整理事業や旧法の土地区画整理事業済み等の地区において，区画道路の整備等が低水準と認められる地区は基盤未整備とするなど，地域の実情に即して総合的に判断するものとする。

③ 復興地区区分の設定

被害状況区分及び都市基盤整備状況区分から，表2-6のとおり復興地区区分を設定し，緊急復興地区について，建築制限を実施する。

表2-6 復興地区区分

	都市基盤未整備	都市基盤整備済
大被害地区	緊急復興地区 (=建築制限区域)	復興促進地区
中被害地区	復興促進地区	復興誘導地区
小被害地区	復興誘導地区	復興誘導地区

なお，上記区分の設定にあたっては，表2-7の復興地区の定義と復興の基本的考え方を参考に，被害の原因分析に基づく整備の必要性や，市街地整備の優先度，都市計画マスタープランでの位置付け（都市拠点，密集市街地等）を踏まえ，総合的，即地的に判断するものとする。

表2-7 復興地区の定義と復興の基本的考え方

	地区の定義	復興の基本的考え方
緊急復興地区	比較的広い範囲で面的に被災し、かつ都市基盤を整備することが必要な地区で、重点的かつ緊急にまちづくりを行うことが適切と考えられる地区	復興事業の実施に向けた建築制限を行うとともに、都市計画事業の合意形成を図る。
復興促進地区	被害が散在、ある程度の面的被害も混在するなど、計画的に一体的なまちづくりにより復興を進めることが適切と考えられる地区	復興事業により部分的な改良の実施や、道路等の都市施設、地区計画の決定を行いながら、自主再建を促進する。
	基盤は整備済みであるが、被害が連担して発生しており、都市基盤において何らかの課題（延焼防止機能の不足など）を有する地区	被害の原因、地区の課題等に応じて、住民との復興事業に関する検討機会を設けるなど、防災まちづくり機運の醸成を促す。
復興誘導地区	被災が散在的にみられるが、自主再建などによる復興を誘導することが、適切と考えられる地区	自主再建を誘導する。 被害の原因、地区の課題等に応じて、用途地域見直しや地区計画の決定など、良好な地区環境の整備の誘導等を図る。

4 都市復興基本方針及び都市復興基本計画

都市復興基本方針及び都市復興基本計画は、都市復興のためのマスタープランとして、県及び市町において定めるものとする。

特に、被災後2週間以内に行うこととしている第一次建築制限にあたっては、私権制限となる建築制限のみを公表することは、復興に向けた情報が限られる中、住民の不安をいたずらに増大させる恐れがある。都市の復興を迅速かつ円滑に進め、かつ、復興に対する住民の不安を払拭するため、都市復興の目標や都市復興に向けた取組みについても併せて、広く一般に周知することが必要である。

都市復興基本方針は、このことを目的として、第一次建築制限の前提として策定、公表すべきものであり、次のような内容を示すものとする。

【都市復興基本方針に定める内容（案）】

- (i) 都市復興の理念
- (ii) 都市復興の目標
- (iii) 都市復興の方針

都市復興基本方針は、被災後2週間以内に策定することとなるため、後述するように本マニュアルではあらかじめ雛形を用意しているが、災害時には県及び市町の復興本部等において、総合的な復興方針・計画の策定が進められるため、都市の復興については、雛形を前提に全体との整合を図るとともに、発表の方法等について調整を行うものとする。

都市復興基本計画は、都市復興基本方針を具体化したものであり、復興都市計画事業の決定までに策定、公表することが望ましい。実際には単独での策定、公表ではなく、全庁的に定める震災復興計画の中にも含めるべきものであり、本マニュアルでは、計画に定めるべき内容のみ示すものとする。

【都市復興基本計画に定める内容（案）】

- (i) 復興の理念
- (ii) 復興の目標
- (iii) 計画期間
- (iv) 土地利用の方針
- (v) 被災市街地の復興方針
- (vi) 被災市街地の整備方針

5 災害復興都市計画

緊急復興地区に決定する都市計画事業は、土地区画整理事業、市街地再開発事業等、復興都市づくりに必要なものを定めるものとする。

被災市街地復興推進地域内において実施する市街地開発事業等については、被災市街地復興特別措置法において、換地の特例措置等が設けられているが、都市計画決定に係るものは、第二種市街地再開発事業に係る都市再開発法第3条の2第2号の要件の適用除外が行われている以外、特段のものはない。

都市計画手続きについても同様であり、基本的には「都市計画の手引き」に基づいて行うこととなる。

なお、被災市街地復興推進地域の都市計画決定については、市町が1か月程度の短い期間で都市計画決定を行わなければならないことを踏まえ、「都市計画の手引き」に定める県協議の標準日数35日以内については適用しないものとする。

6 災害復興都市計画決定時期の設定について

本マニュアルは、災害復興都市計画の決定時期を被災後6か月に設定している。

これは、本マニュアル制定の趣旨が、住民生活を早期に復旧するため、甚大な被害の生じた都市の復興を迅速に行うことを目的として策定するものであることを踏まえて設定した目標期間である。

しかしながら、災害復興都市計画は、当然に関係住民の合意を前提として決定されるものであることから、その合意形成に時間を要する場合は、目標期間を超過することもやむを得ないものとする。

ただし、その場合でも都市計画法第53条による建築制限（都市計画施設の区域などにおける建築制限）よりも強力な建築制限を実施していることを踏まえると、できるだけ早期に合意形成を進めることが望ましい。（なお、東日本大震災では、この点を迅速に進めるため、まず土地区画整理事業の区域のみを決定し、公共施設の配置等は別途、住民との合意形成を踏まえた後に都市計画の変更で対応する多段階式を採用している例が見られる。）

また、被災市街地復興特別措置法第5条第3項の規定により、被災市街地復興推進地域による建築制限は、災害の発生した日から2年以内に限られるとともに、同法第6条第1項の規定により、市町はできる限り速やかに同地域内において地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業等の市街地開発事業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じる責務を負うこととなっているので、このことに留意する必要がある。

なお、東日本大震災のように未曾有の災害であって、被害が甚大かつ広範囲に渡る場合には、特別立法により、災害復興都市計画や建築制限期間に特例が設けられる場合もある。このような場合、本マニュアルの目標期間等は当該特例に即して、別途改めて設定するものとする。

7 住民との合意形成の推進

復興都市づくりにおける住民との合意形成については、復興の緊急性や建築制限など限られた期間内での対応となること、被災後の混乱等により住民の所在把握が困難となること等課題は多いが、円滑な復興事業の推進に向け、住民への情報提供、住民からの意見聴取等に努め、住民の理解と協力を得ることが重要である。

一方で、都市計画決定や都市計画事業は、専門用語や手続き内容等、一般的には難解なものであり、災害後の混乱期に、復興都市づくりについて住民の理解を得ることは困難を極めることが予想される。

このため、非常時に合意形成を円滑に進める上での事前の取組みとして、住民のまちづくり活動の推進や、知識の普及啓発等が有効であると考えられる。

【事前の取組みの例】

- 住民のまちづくり活動の推進
自治会等の活性化やまちづくり組織の設立・運営等により、地域コミュニティの形成を図るとともに、住民主体のまちづくり活動を推進する。
- まちづくり知識の普及啓発
住民を対象とした出前講座、ワークショップ等により、まちづくり知識の普及啓発を図る。
- まちづくり支援制度
まちづくり組織の設立・運営に関する助成制度や、ワークショップ支援、アドバイザー派遣制度等を整備する。
- 復興都市づくり事前計画の検討
地震により甚大な被害が想定される地区等において、ワークショップ等を通じて復興都市づくりの素案検討等を行い、復興後の都市の姿を行政・住民で共有しておくこと。
- 民間団体等との連携強化
行政 OB、まちづくり NPO、その他団体との連携体制を整備し、行政のマンパワーを補完する仕組みづくりを行うこと。

また、事後の取組みとしては、合意形成を進める上で、住民側に意見、要望等を取りまとめ、行政との窓口となる組織として、住民の代表者で構成される住民協議会の組織化が有効と考えられる。

住民の代表者の選出にあたっては、事業等の導入が想定される単位又は町丁目、学校区等の既存の社会圏域で区分し、その区分毎に既存まちづくり協議会有る場合は、その会員のほか、自治会役員等、地域のリーダー的存在の住民に限らず、地権者や借家人等、多様な住民を役員として選出し、構成することが考えられる。

住民協議会は、最終的には住民の自治により決定、組織化されるべきものであるが、災害時にはよほど普段からの体制づくりが進んでいない限り、自発的な組織形成は難しいと考えられ、行政のバックアップも必要である。

このように、都市の復興を進める上では、事前及び事後の取組みを通じて住民との合意形成が円滑かつ速やかに進められるような仕組みを普段から整えておくことが望ましい。

8 平時の取組み

被災後の復興都市づくりにおいて、都市計画行政に携わる者は、時間が限られる中、矢継ぎ早に多様な判断をしていくことが求められる。

このため、住民との合意形成に係る事前の取組みと同様、執行体制等についても平時から非常時を想定した備えをしておくことが望ましい。

以下には、平時における行政の執行体制づくりに関する取組みとして考えられるものを参考として挙げる。

【平時における執行体制づくりの取組みの例】

- 復興都市づくりに関する業務体制の明確化
本マニュアル等、復興都市づくりにおいて都市計画担当部局が行うべき業務を踏まえ、全庁的な応急・復旧・復興の各ステージにおける都市計画担当部局に必要な人員等、執行体制を明確化しておく。
- 都市計画関係以外の関連組織との連携
本マニュアルでは、被害調査に市町が行う建物被害認定調査や、建築部局が行う被災建築物応急危険度判定を活用したり、住民との合意形成に向けて地域の組織等と連携することとしている。
平時における業務では関係の少ない組織もあるので、防災体制の検討等の際に、本マニュアルを実施するにあたり、連携すべき組織等を予め想定しておく。
- 地図データ等の事前準備
建物被害調査のための住宅地図や、災害復興都市計画に使用する各種図面、関係法令や補助制度に関する図書等については、電子データだけでなく、紙媒体で常に最新のものを備えるよう努める。
- 都市計画のマスタープランの整備
災害復興都市計画は、都市計画区域マスタープラン及び都市計画マスタープランを踏まえて行うものである。
特に都市計画マスタープランについては、地域の整備計画を示すものであり、内容の充実を図る。
- 防災上の課題のある地区の把握
ハザードマップの整備等により、地震、火災、津波等の各種災害に対する都市防災上の課題を把握しておくとともに、都市基盤の整備状況についても、地図上で把握しておく。(市街地の災害危険度の判定については、「都市防災実務ハンドブック(地震防災編)」が参考になる。巻末の参考資料に地区レベルの危険度評価の方法を参考に記載している。)
- 災害復興都市計画素案の作成
都市防災上課題があり、災害によって大被害が予測される地区については、都市の整備改善の方法について、調査・計画を行い、災害復興都市計画素案を作成しておく。(また、この素案を基に地元との事前の合意形成を進めておくことも考えられる。)

(次頁へ続く)

【平時における執行体制づくりの取組みの例】（前頁からのつづき）

- 事前演習の実施
復興地区区分の設定から災害復興都市計画案の取りまとめ等，災害復興都市計画の各ステップを演習として行って，災害復興都市計画のプロセスを深く理解するとともに，マニュアルの課題の抽出，改善を行う。
- 法制度等に関するノウハウの蓄積
災害復興都市計画にあたっては，住民の様々なニーズに対応するため，災害復興都市計画に関するもののみならず，様々な法律や補助制度等についての知識が求められるため，平時からこうした情報の収集，ノウハウの蓄積に努める。
- 災害復興都市計画を進める上での想定
過去の大災害における災害復興都市計画の課題等を事例研究するとともに，自らの自治体が被災した場合における対応等や，想定される課題等を想定，抽出しておく。（※本マニュアルでは，復興土地区画整理事業において予想される課題等について，マニュアル（案）策定のWGで想定したものを参考資料に記載している。）
- 防災都市づくりの推進
都市防災上課題のある地区等については，平時から課題の解消に向け，事業の導入等を図る。

9 大規模災害からの復興に関する法律

東日本大震災においては，東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進等を目的として，東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「特区法」）が制定され，土地利用については，復興整備計画の作成による特例措置が設けられている。

この法律では，市街地開発事業等の復興整備事業及びこれに関連する土地利用基本計画，都市計画等の土地利用に係る手続きについては，復興整備計画に位置づけることにより，各個別法の認可，許可等があったものとみなされ，さらに被災市町村等は国の関係行政機関等からなる復興協議会を組織して，復興整備計画に位置づける事業等の協議・同意手続きを一括して行うことができるとされている（＝手続きのワンストップ化）。

平成25年6月21日に施行された大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」）では，「特定大規模災害」を対象とし，特区法の土地利用に係る特例とほぼ同様の規定を設けて一般化している。

ただし，特区法，復興法ともに各個別法で必要とされる手続きが省略されるものではない点に注意を要する。都市計画に関しては復興協議会に諮る前に，二週間の案縦覧及び都市計画審議会の議を経なければならない他，都市計画法その他の法令

の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続きを経ることとなっており、都市計画単体として見た場合、手続きの簡略化や手続き期間の短縮等のメリットはない。（復興法第12条第4項、同第7項及び同第8項）

大規模災害からの復興に関する法律の概要 平成25年6月21日公布

背景

東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みの創設

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した昨年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

法律の概要

1 復興に関する組織等

- 復興対策本部の設置
内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。
- 復興基本方針の策定
政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。

3 復興計画等における特別の措置

- 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。
- 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。
- 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。
- 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。

2 復興計画の作成等

- 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。
- 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。

4 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

- 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。

5 その他

- 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。

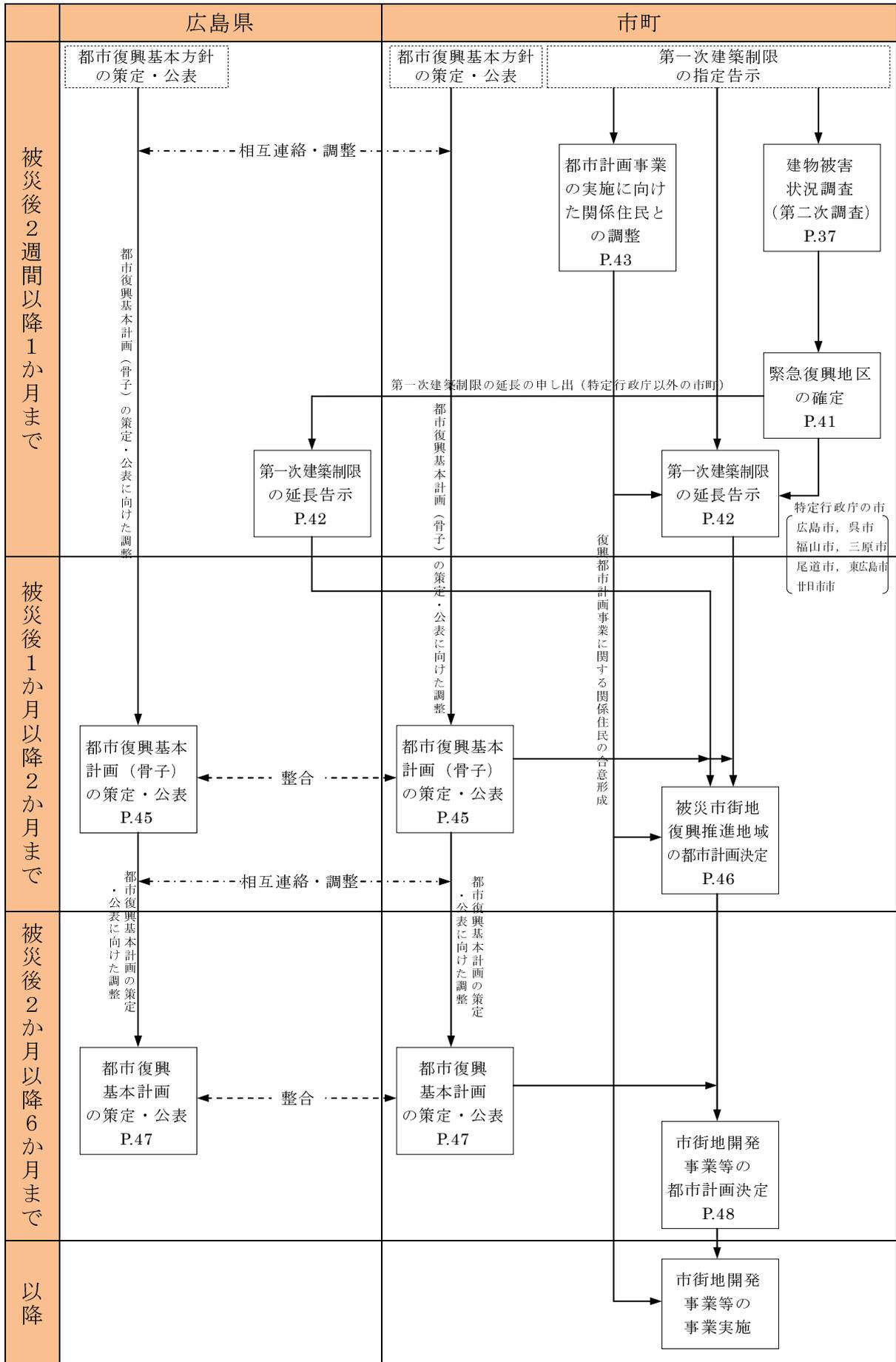
図2-2 復興法の概要

なお、復興法の対象となる特定大規模災害は、著しく異常かつ激甚な非常災害で、災害対策基本法の緊急災害対策本部が設置されたものとされているが、平成25年時点で、同対策本部が設置された事例は東日本大震災のみである。（阪神淡路大震災では設置されていない。）

この他、復興法では都市計画の特例として、一団地の復興拠点市街地形成に関する都市計画（復興法第41条）及び特定大規模災害に見舞われた被災都道府県及び被災市町村の都市計画の事務について、必要があると認めるとき、次のとおり国又は県が代行できる規定が設けられている。（復興法第42条）

表2-8 復興法における国又は県による都市計画面務の代行

対象	代行者	代行できる事務
都道府県	国	被災都道府県の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更
市町村	国 又は 被災都道府県	(1) 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画 (2) 被災市街地復興推進地域に関する都市計画 (3) (1), (2)以外で被災市町村の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画



1 被災後1週間以内

被災後1週間以内では、災害復旧活動と並行して、第一次建築制限のための市街地の被害状況の概況把握を行う。

【行動内容】

- (1) 市街地の被災状況の情報収集
- (2) 建物被害概況調査（第一次調査）の実施
- (3) 都市復興基本方針の策定・公表に向けた準備

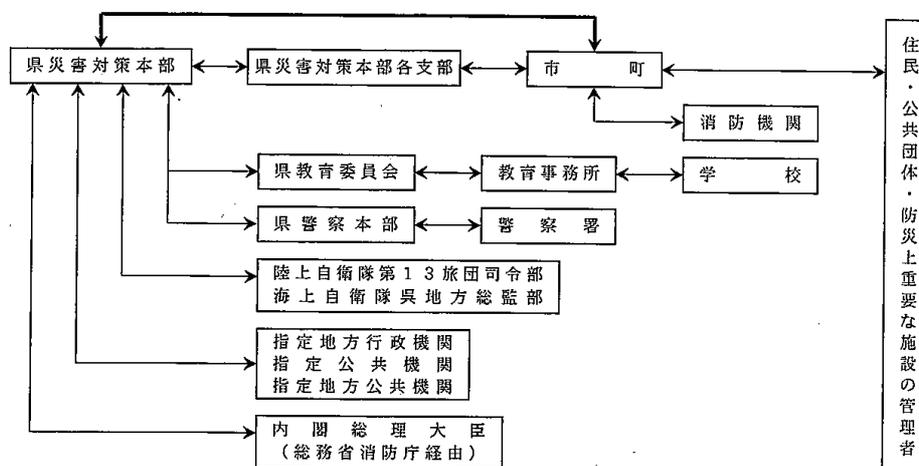
(1) 市街地の被災状況の情報収集

実施主体	市町
目的	建物被害概況調査（第一次調査）の実施の判断のため。
実施内容	災害対策本部に集積する各種情報の収集・分析を行う。
具体的手順	① 災害対策本部に集積する各種情報を収集する。 ② 各種情報より、被害の大きい地域（面的被害の発生が想定される地域）を把握する。（必要に応じて現地確認を行う。）
その他特記	—

被害状況の情報収集

市町は被災直後から市町職員や住民、各施設管理者等から市町災害対策本部へ集積される各種情報から、地域全体の大枠の被害状況の情報を収集する。その中から、広範囲で建物の被害が連続する等、面的被害が想定される地域を、必要に応じて現地の状況確認を踏まえながら把握する。

●参考 被災状況の情報の収集伝達経路



出典：「広島県地域防災計画（震災対策編 平成25年5月）」

情報の収集にあたっては、迅速に行う必要があることから、市町の災害対策本部から県へ被災状況を報告する災害発生報告等を活用することも考えられる。

【参考】 災害発生報告

広島県地域防災計画（震災対策編 平成25年5月）第3章第3節より抜粋

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

また、市町は、地震発生直後については、被害規模に関する総括的情報を含め、把握出来た範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

地震災害発生報告の様式

地震災害発生報告は報告の迅速かつ的確を期すため、原則として次の様式（表1）により行う。

(表1) 災 害 発 生 報 告

() 県支部
() 市町

月 日 時 分 受信				13	火災の発生 状 況			
発信者 職氏名				14	交通途絶と なった路線			
受信者	情報連絡班	氏名		15	破堤溢水 した河川 海岸ため池			
1 調査 日時	月 日 時 分			16	その 他 の 被 害			
2 発生 場所				17 災 害 対 策 部 設 置 月 日 分 18 避 難 指 示 の 状 況 地区名 避難場所 人員 消防職員等の出動状況 19 消 防 職 員 人 20 消 防 団 員 " 21 警 察 官 " 22 そ の 他 " 計 " 23 其 他 の 応 急 措 置				
人の被害	3 死 者	人	氏 名 (生年月日)					
	4 行 方 不 明 者	"	" "					
	5 重 傷 者	"	" "					
	6 軽 傷 者	"	" "					
住家の被害	7 全 壊 (全壊・破産)	棟	世 人 () () ()					
	8 半 壊 (半壊)	"	" " "					
	9 床上浸水	"	" " "					
	10 床下浸水	"	" " "					
	非住家の被害	11 学 校 等 公共建物						
	12 そ の 他							

県へ災害発生報告を行うにあたり、各市町の災害対策本部へ集積される、地域ごとの情報のうち、「住家の被害」を参考として面的被害の想定を行うことが考えられる。被災直後においては、随時情報が更新されることに留意が必要である。

(2) 建物被害概況調査（第一次調査）の実施

実施主体	市町
目的	第一次建築制限対象区域の設定のため。
実施内容	被災市街地の建物被害の概況を調査する。
具体的手順	① 街区単位で建物被害の概況を調査する。 ② 調査は目視にて行い、地区単位で全壊及び全焼の割合を地図上に記入する。
その他特記	<input type="checkbox"/> 調査は、面的被害が発生した市街化区域又は用途地域を対象とする。 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域、非線引き白地地域についても、一定規模以上の市街地が形成され、市街地開発事業の余地がある箇所については対象とする。

被害概況の調査

市街地の被災状況の情報収集により把握した被害の状況を踏まえて、面的被害が発生した地区及びその周辺地区について、建物被害の概況調査を行う。

第一次建築制限は、前章に記載したとおり、第二次建築制限までの暫定的な対応として行うものであり、早急に行う必要があることから、その調査については、町丁目単位、街区単位での被害の概況把握を行うに留め、個別建物の被害状況の把握の積み上げによる、被害状況の精査は、第二次建築制限の際に行う調査（後述）に委ねるものとする。

本調査の調査要領は次のとおりとする。

【調査要領】

- (i) 現地目視によるものとし、2名1組での調査を基本とする。
- (ii) 調査対象区域は、面的被害が発生した市街化区域又は用途地域とし、市街化調整区域及び非線引き白地地域についても、一定の市街地が形成され、市街地開発事業の余地がある箇所については対象とする。
- (iii) 調査対象区域において、建物の被害概要を目視し、集計表に建物総棟数と全壊・全焼棟数を記入する。（ただし、大規模な被災を受けた地区等で、倒壊や焼失によって建物総棟数が不明な場合は、被害割合だけの記入でも可とする。）
- (iv) 調査票は住宅地図等街区の判別できる地図とし、街区単位での被害の割合と概況を記入する。

（次頁へ続く）

【調査要領】（前頁からのつづき）

- (v) 被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良い。
地震による被害は、火災に比べて判定が難しいものがあるが、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料」（内閣府）
（<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>）等を参考に、完全に倒壊しているもの、一部の階が著しく傾斜しているもの等を全壊として計上するものとする。
- (vi) 被災建築物応急危険度判定等、市町で行う別の調査を活用して上記資料を作成することも可とする。

次頁以降に調査票及び集計票の記載要領等を示す。

なお、近年は地図の電子化等により、紙媒体の地図を備え置いていない場合が多いが、被災直後においては停電等により電子媒体の地図を使用できないことも想定されるので、あらかじめ紙媒体の地図を備えおくことや、サーバーの多重化等により地図データの保全を図ることが望ましい。

(調査票及び集計票の記載例)

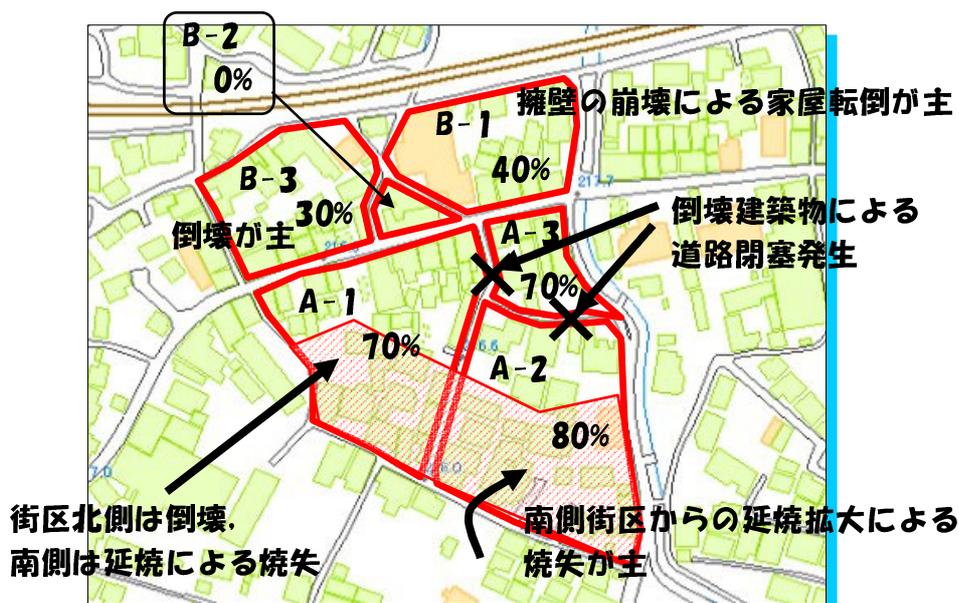


図 3 - 1 調査票 (第一次調査) の記載例

【調査票記載要領】

- 住宅地図等の街区, 建物種別が判別できる地図をコピーして使用する。
- 街区毎に枠線で区分し, 適宜符合を付ける。
- 現地目視調査により, 街区単位で被害の割合と概況を記入する。
被害の割合: 全壊又は全焼した棟数の割合を記入する。
被害の概況: 被害の状況, 原因等を適宜記入する。(被害概況は, 復興地区区分を設定する際の参考となる。)
- 街区毎の棟数は, 図上での集計とする。その際, 母屋等の主要な棟のみ集計することとし, 小規模な物置, カーポート等, 小規模かつ従属的な建築物は除外する。

表 3 - 1 集計表の記載例

町丁目	街区 No.	建物総棟数 a	全壊・全焼棟数 b	被害割合 b / a	被害概況
〇〇町	A-1	30	24	80%	南側街区からの延焼拡大による焼失が主
	A-2	25	17	70%	街区北側は倒壊, 南側は延焼による焼失
	A-3	10	7	70%	倒壊建物により A-1, A-2 間の道路に閉塞が発生
	B-1	15	6	40%	擁壁の崩壊による家屋の店頭が主
	B-2	5	0	0%	被害なし
	B-3	20	6	30%	倒壊が主
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
小計					

(全壊と判定される被害状況の例)

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料(損傷程度の例示)」(内閣府)より写真を引用

●一見して住家全部が倒壊している



●一見して住家の一部の階が倒壊している



被災建築物応急危険度判定を活用する場合の留意点

被災建築物応急危険度判定は、広島県被災建築物応急危険度判定要綱等に基づき、市町が実施本部となり実施する調査で、余震等による倒壊や落下物等による二次災害防止を目的とし、地震後できるだけ速やかに開始して、被災後10日以内に完了することを一応の目安としている。

調査結果は、現地に表示されるとともに、市町の実施本部において取りまとめが行われるため、調査が被災後速やかに行われている場合には、第一次調査に読替えることが可能である。

ただし、前述したように調査の目的が余震等による二次災害防止であるため、調査結果が建物の損傷度と相応しない場合があるので、注意が必要である。(例えば、建物の骨組みは健全であっても、屋根瓦が著しく脱落し、余震等により落下の危険性がある場合、「危険」と判定される場合がある。)

被災建築物応急危険度判定の結果から、建物被害の状況を読み取る場合は、図3-3の調査表の調査1又は調査2により「危険」と判定されていることを確認することとし、具体的な判定基準は次のとおりとする。

表3-2 被災建築物応急危険度判定による建物被害の判定基準

判定結果	調査票の判定内容	建物被害の判定	備考
危険（赤）	調査1によるもの	全壊	
	調査2によるもの	全壊又は半壊	必要に応じ現地調査
	調査3のみによるもの	半壊・一部損傷	調査2がBランクのとき
一部損傷・無被害		調査2がAランクのとき	
要注意（黄）	→	半壊・一部損傷	
調査済（緑）	→	一部損傷・無被害	

調査2で「危険」と判定された場合にあっては、判定内容及びコメント欄を参考に全壊又は半壊とするか、又は必要に応じて現地調査により確認する。



図3-2 被災建築物応急危険度判定で現地に表示されるステッカー

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入
木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名（都道府県／No） _____（_____/_____)
 _____（_____/_____）

整理番号 _____

建築物番号 _____

住宅地図整理番号 _____

3 _____

4 _____

5 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査方法 _____

建築物概要

1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____

2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____

3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ _____ ）

4 構造形式 1.在来(軸組)構法 2.枠組(壁)工法(ワ-ハイファ-) 3.プレファブ 4.その他（ _____ ）

5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他（ _____ ）

6 建築物規模 1階寸法 約ア _____ m×イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（ _____ ）

1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/20	3.1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____
⑥ _____

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他（ _____ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済(緑) 2. 要注意(黄) 3. 危険(赤)

総合判定

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

(注意！)
 落下物等の危険度で「危険(赤)」と判定されている場合、建物自体の被害は軽微の場合があるので、被害状況の把握にあたっては、調査1及び2の判定に着目すること。

図3-3 被災建築物応急危険度判定調査表(例)

(3) 都市復興基本方針の策定・公表に向けた準備

実施主体	県及び市町
目的	都市復興基本方針を策定・公表するため。
実施内容	庁内及び関係機関等との調整を行う。
具体的手順	① 都市復興基本方針（案）の内容及び公表の方法について、庁内関係部局及び関係機関等との調整を開始する。
その他特記	<input type="checkbox"/> 第一次建築制限は、都市復興基本方針の公表と同時又は公表後に実施する。

都市復興基本方針について

都市の復興を迅速かつ円滑に進め、かつ、復興に対する住民の不安を払拭するため、県及び市町は都市復興基本方針を策定し、公表する。第一次建築制限は、都市復興基本方針公表同時又はその後に実施するものとする。

都市復興基本方針は、以後の都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示すとともに、住民と協力しながら円滑に都市の復興を進めるための体制構築を目的として策定するものである。

都市復興基本方針の策定は、被災後2週間以内という極めて短期間に行うものとなるため、別紙案のとおり都市計画行政上必要最低限の内容とし、必要に応じて県及び市町に設けられる震災復興本部等と連絡・調整を図りながら進めるものとする。

都市復興基本方針は、県にあっては、都市計画区域マスタープラン等を踏まえ、被災地域に対する広域的観点からこれを定め、市町にあっては、県基本方針、都市計画マスタープラン等及び地域の実情を踏まえ、建築制限を行う地区の復興方針について、その時点で可能な範囲で詳細に記載するものとする。

復興の方針は、都市の復興のみならず、住民の生活の再建、産業活動の再開等、県土全体の復興に向けた総合的な観点で示されるものであるが、現時点では、県及び市町の全体的な復興方針の策定ルールは未整備のため、本マニュアルでは、都市分野の復興について特化した都市復興基本方針（案）（詳細は後述）を雛形として示している。

現実の災害時においては、県及び市町において、総合的な復興方針・計画の策定が進められるため、都市の復興については、雛形を前提に全体の方針との整合を図るとともに、発表の方法等について調整を行うものとする。

【広島県都市復興基本方針（案）】

広島県都市復興基本方針

はじめに

「広島県都市復興基本方針」は、○年○月○日○時に発生した○○○○で甚大な被害が生じた本県において、一日も早い都市の復興を図るため、その基本的な理念及び緊急かつ重点的に取り組む事項などを明確にし、復興の方向性を示すものです。

1 基本理念

都市復興は、被災状況や都市計画区域マスタープラン等を踏まえるとともに、以下の点に配慮して取り組みます。

（1）県民と行政による早期の生活再建

一日も早い県民の生活再建のため、県民、事業者、行政など関係者が協力して市街地の復興に取り組みます。

（2）災害に強く安全で快適な都市づくり

甚大な被害を受けた市街地においては、同様の災害による被害を繰り返さない、安心して暮らせる市街地の形成及び都市基盤施設の整備を行います。

2 都市復興の目標

生活復興の諸施策と連携し、速やかに県民の生活を再建するとともに、災害に強く長期的に安全かつ快適な都市環境を形成することを都市復興の目標とします。

3 都市の復興への取組み

（1）被災市街地の整備復旧について

被災状況や地域の課題・特性に応じた復興対象地区を設定し、市街地の整備改善を推進します。

（2）甚大な被害を受けた市街地の整備復旧について

甚大な被害を受けた市街地については、市街地開発事業等により都市基盤施設の抜本的な整備改善を図るため、必要な建築制限を実施し、迅速かつ円滑な復興を推進します。

【市町都市復興基本方針（案）】

〇〇市（町）都市復興基本方針

はじめに

「〇〇市（町）都市復興基本方針」は、〇年〇月〇日〇時に発生した〇〇〇〇で甚大な被害が生じた本市（町）において、一日も早い都市の復興を図るため、その基本的な理念及び緊急かつ重点的に取り組む事項などを明確にし、復興の方向性を示すものです。

1 基本理念

都市復興は、被災状況や〇〇都市計画マスタープラン等を踏まえるとともに、以下の点に配慮して取り組みます。

（1）市（町）民と行政による早期の生活再建

一日も早い市（町）民の生活再建のため、市（町）民、事業者、行政など関係者が協力して市街地の復興に取り組みます。

（2）災害に強く安全で快適な都市づくり

甚大な被害を受けた市街地においては、同様の災害による被害を繰り返さない、安心して暮らせる市街地の形成及び都市基盤施設の整備を行います。

（3）〇〇〇〇

.....

2 都市復興の目標

市町の被災状況、地域特性等を踏まえた理念を記載する。

生活復興の諸施策と連携し、速やかに市（町）民の生活を再建するとともに、災害に強く長期的に安全かつ快適な都市環境を形成することを都市復興の目標とします。

3 都市の復興への取組み

具体的地区名を記載。また、必要に応じて都市施設等の復興の取組み等について記載する。

（1）被災市街地の整備復旧について

被災状況や地域の課題・特性に応じた復興対象地区を設定し、市街地の整備改善を推進します。

（2）甚大な被害を受けた市街地の整備復旧について

甚大な被害を受けた〇〇地区、△△地区については、市街地開発事業等により都市基盤施設の抜本的な整備改善を図るため、必要な建築制限を実施し、迅速かつ円滑な復興を推進します。

2 被災後1週間以降2週間まで

第一次調査の結果を踏まえ、都市計画事業により市街地の復興を図る必要がある区域については、被災後2週間を目途に第一次建築制限を行う。

第一次建築制限の実施に際しては、第一次調査による被害概況を基に被災市街地の復興地区区分（案）を作成し、必要に応じて広域調整を行う。

【行動内容】

- (1) 被災市街地の復興地区区分（案）の作成
- (2) 第一次建築制限区域の設定に係る広域調整（必要に応じて実施）
- (3) 都市復興基本方針の策定・公表
- (4) 第一次建築制限の実施

(1) 被災市街地の復興地区区分（案）の作成

実施主体	市町
目的	復興に向け、被災市街地の復興手法を決定するため。
実施内容	第一次調査の結果を基に、被災市街地の復興地区区分（案）を作成する。
具体的手順	<ol style="list-style-type: none"> ① 第一次調査の結果から、地区毎の被害率を算定し、被害状況の区分を行う。 ② 地区毎の都市基盤の区分を行う。 ③ 被災区分及び基盤整備の区分から、地区毎の復興地区区分（案）を決定する。
その他特記	□ 緊急復興地区の設定にあつては、建築制限区域となることを踏まえ、後追いで拡大することとならないよう、留意すること。

被災市街地の復興地区区分（案）は、「第2章 3 災害復興都市計画による復興都市づくりを図る地区の設定基準」に基づき、次の手順で作成する。

①被害状況の区分

第一次調査の結果から、街区毎の被害状況を踏まえ、町丁目等、一団の地区単位での被害率に基づき、表2-4により被害状況の区分を行う。

一団の地区とは、被災街区が隣接し、概ね1ha以上の規模で連続する街区をまとめたものとする。（土地区画整理事業には面積要件はなく、第二種市街地再開発事業の面積要件は0.5ha以上であるが、市街地の復興事業を行う地区であることを踏まえ、概ね1haを要件とする。）

また、地区の設定にあたっては、次の考え方を基本とし、現地状況に応じて設定するものとする。

【地区設定の考え方】

- 幹線道路，補助幹線道路を境界とする範囲
- 町丁目等，一定のまちづくり単位（復興都市計画事業等を見据え，明らかに被害状況に差異がある場合を除き，自治会等のコミュニティを分断しないよう配慮すること。）

なお，被災市街地復興地区区分（案）の作成の目的は，緊急復興地区を設定することにあるので，この作業は大被害地区又は中被害地区に分類される地区を特定できれば良く，明らかに小被害地区に分類される地区については，市町において特に必要のない限り，街区単位の調査結果のままで可とする。

②都市基盤の区分

①で分類した地区毎に，地図上や現地調査により即地的に市街地基盤の状況を確認し，表2-5の判断の目安を参考に，都市基盤の区分を行う。

③復興地区区分（案）の作成

被害状況の区分及び都市基盤の区分を下に，事業手法を想定しながら，表2-6の復興地区区分及び表2-7の復興地区の定義と復興の基本的考え方を参考に，被害の原因分析に基づく整備の必要性や，市街地整備の優先度，都市計画マスタープランでの位置付け（都市拠点，密集市街地等）を踏まえ，総合的，即地的に判断し，地区毎の復興地区区分（案）を作成する。

なお，表2-6で基盤未整備の中被害地区の一部を緊急復興地区に含むようにしているのは，本マニュアル上特に重要である緊急復興地区設定上の判断を表上で明確にするためである。

また，ここで行う緊急復興地区の設定は，後の第二次調査（建物被害状況調査）で精査を行うが，建築制限を実施する地区であることを踏まえ，精査によって後追いで地区を追加し，建築制限を付加することとならないよう，留意すること。

(復興地区区分図の記載例)



図 3 - 4 復興地区区分図の記載例

【復興区分（案）作成要領】

- 都市計画図等，地区の概況（道路の位置，建築物の立地状況等）が把握できる地図を使用する。
- 基盤整備状況が同等で，概ね 1 h a 以上の規模で連続する被災街区をひとつの地区としてまとめ，被害概況調査の積み上げにより，地区毎の被害率を算定する。（明らかに小被害地区に分類される地区については，市町において特に必要のない限り，街区単位の調査結果のままでも可）
- 上記で算出した被害率から，被害状況を表 2 - 4 に基づき区分し，地図上に表示するとともに，基盤整備の状況から表 2 - 5 に基づき都市基盤を区分する。
- その上で，表 2 - 6 より復興地区区分（案）を設定し，①地区名称，②被害状況の区分，③基盤整備の状況及び④区域面積と併せて地図上に表示する。

(2) 第一次建築制限区域の設定に係る広域調整

実施主体	県及び市町
目的	建築制限区域の設定について、広域的観点から市町間の調整を図るため。
実施内容	各市町作成の被災市街地復興地区区分（案）を基に、県・市町で協議し、第一次建築制限区域の設定の調整を行う。
具体的手順	① 建築制限区域の設定に係る市町間の広域調整を、県の判断により原則として実施する。 ② 関係各市町で作成した復興地区区分（案）を基に、第一次建築制限予定区域の関係市町間の差異を確認する。 ③ ②で確認された差異について、検討を行い、即地的事項に配慮しつつ、被災都市圏における区域設定の考え方の統一化を図る。
その他特記	都市復興基本方針（案）についても県一市町間の調整を行う。

広域調整の意義

地震による被害は広範囲に渡るため、一の市町に被害が限定されることは稀であり、地震動にあつては同一都市圏を形成する市町が、津波にあつては沿岸部の市町が同時に被災すると想定される。

復興都市計画事業は、このような被害状況に対し、県及び市町が共通の復興方針の下、取り組むものであり、緊急復興地区の設定についても同様に各市町間での齟齬がないよう進める必要がある。

具体的には、行政区域を越えて市街地が連続する市町においては、復興地区区分は行政区域よりも市街地の視点で捉えるべきものであり、行政区域の境で復興地区区分が異なることは避ける必要がある。

また、市街地が連続しない場合であっても、津波のように被害の状況が共通する場合は、区域指定の考え方について、県及び関係市町で調整を図ることが望ましいと考えられる。

この他、事業導入を視野に入れた場合、地形地物や決定済みの都市施設の区域等の重複や、市町間の被害状況に差異が少ないにもかかわらず、建築制限区域の設定に大きな差異がある等が考えられる。

このため、原則として県は、第一次建築制限に先立って、関係市町を召集し、第一次調査に基づき各市町で作成した復興地区区分（案）を基に、次のような内容について、広域的視点からの調整を行うものとする。

【広域調整の観点】

- (i) 隣接市町の行政区域境における建築制限区域の設定に不整合がないか
- ・ 被害状況，基盤整備状況が同様であるにも関わらず，復興地区区分（案）が行政区域境で大きく異なっていないか
 - ・ 行政区域境で緊急復興地区に該当するものの，面積要件から土地区画整理事業の設定が難しいが，隣接市町と一体での区域設定が可能な箇所がないか 等
- (ii) 地形地物や既決定済の都市施設の区域との重複等，事業導入を考慮した場合に支障等がないか
- ・ 災害復興都市計画の決定に際し既存の都市計画道路，公園等，付随して変更・廃止する必要のある都市計画はないか（災害復興都市計画の支障となるような都市計画はないか）
 - ・ 上記のような都市計画があった場合に実際に変更・廃止は可能か 等
- (iii) 市町間の被害状況からみて，建築制限区域に大きな差異がないか
- ・ 津波災害のように行政区域を越えて広域的かつ面的に同様の被害が広がっている場合に復興地区区分（案）の考え方が市町によって大きく異なっていないか 等

上記（i），（iii）のとおり，建築制限区域の復興地区区分に大きな差異がないことが望ましいが，当該区域の市街地整備の優先度，都市計画マスタープランでの位置付け（都市拠点，密集市街地等）等，各市町の区域選定の理由についても考慮の上，調整を図るものとする。

なお，県境に位置する市町において，県域を超えるような被害が生じた場合，県は必要に応じ隣接県と調整を図るものとする。

（3）都市復興基本方針の策定・公表

実施主体	県及び市町
目的	第一次建築制限の実施にあたり，県及び市町の被災市街地の復興の方向性を住民に示すため。
実施内容	被災市街地の復興の基本方針の決定・公表を行う。
具体的手順	① 都市復興基本方針の内容及び発表の方法について，県・市町の都市計画担当部局間及び県・市町内部の調整を図る。 ② 第一次建築制限の実施と同時に都市復興基本方針の決定・公表を行う。
その他特記	—

都市復興基本方針の策定は，都市復興基本方針（案）を基本に，県及び市町の都市計画担当部局間及び県は県の，市町は市町の震災復興本部等との連絡調整を図りながら進め，第一次建築制限の実施と同時に決定・公表を行うものとする。

なお，公表の方法は，記者発表，ホームページ，看板による掲示等，広く住民に周知できる方法で行うとともに，生活，住宅，産業，経済等の関連する復興方針や計画との連絡調整を進め，住民の理解が得やすいかたちでの周知となるよう努めるものとする。

(4) 第一次建築制限の実施

実施主体	県及び市町
目的	緊急復興地区について、復興都市計画事業の決定までの間、事業の妨げとなる建築物の立地を制限するため。
実施内容	建築基準法第84条第1項の規定による建築制限区域の指定を行う。
具体的手順	<p>広域調整の結果を踏まえ、市町ごとに被災市街地の復興地区区分(案)を決定した上で、次のとおり対応する。</p> <p>【県が特定行政庁の市町】</p> <p>① 県土木局都市計画課(以下「県都市計画課」と)との調整を踏まえて県土木局建築課(以下「県建築課」)に対し、第一次建築制限の対象区域(=緊急復興地区)、制限の内容等を示し、第一次建築制限の申し出を行う。</p> <p>② 県建築課は、申し出を受けた対象区域について、第一次建築制限の指定を行う。</p> <p>【特定行政庁の市】</p> <p>① 都市計画担当部局と建築指導担当部局で調整の上、第一次建築制限の指定を行う。</p>
その他特記	<p><input type="checkbox"/> 併せて都市復興基本方針の決定・公表を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 住民への周知、指定確認検査機関への情報提供など、第一次建築制限の周知に努める。</p> <p><input type="checkbox"/> 第一次建築制限の期間は手続き上、被災後1か月までとして告示されるが、原則として建築制限はその後も根拠法令を変えて、復興都市計画事業の完了まで継続するものであるから、住民に誤解を与えないよう留意する。</p>

第一次建築制限の実施

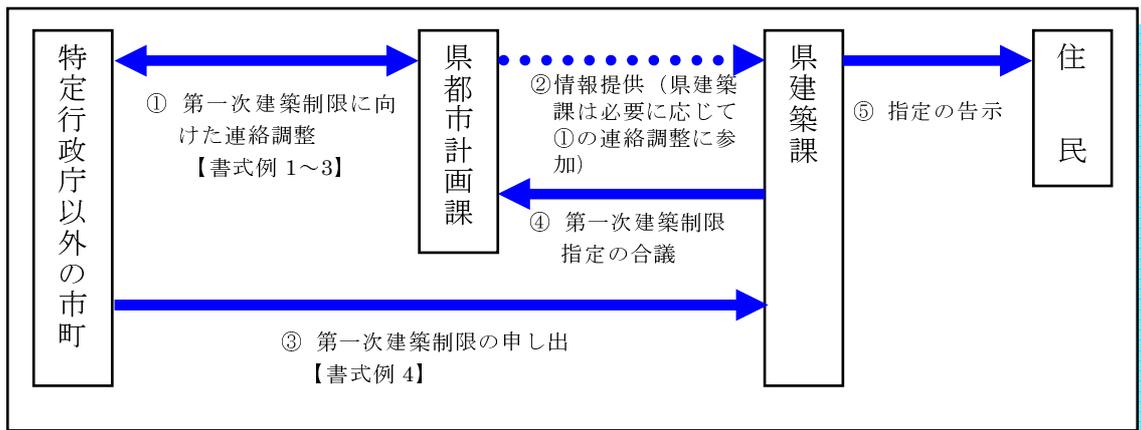
第一次建築制限は、建築基準法第84条第1項の規定に基づくものため、第二次建築制限の被災市街地復興推進地域の指定と異なり、特定行政庁以外の市町にあつては県が指定を行うこととなる。

指定は、具体的には建築制限の区域、制限の内容及び制限の期間を告示することにより行う。

特定行政庁以外の市町にあつては、市町からの申し出により県建築課が指定の事務を行うが、市町からの申し出内容の精査等、事前の調整は県都市計画課が主体となって進めるものとする。

特定行政庁の市にあつては、都市計画担当部局と建築指導担当部局が調整の上、第一次建築制限の指定を行う。また、指定結果は県都市計画課に情報提供するものとし、県都市計画課は県建築課にこの旨を周知するものとする。

【特定行政庁以外の市町における第一次建築制限の手続きフロー】



手続きに要する書式例等については、第4章に示す。

【制限内容の周知】

第一次建築制限に際しては、次の要領により住民等への周知等の対応を行うものとする。

■ 住民への周知

第一次建築制限の指定により、私権に制限を受けることとなる関係住民等に配慮し、十分な周知を図ることを目的として行う。

具体的には、記者発表の他、ホームページ及び広報紙への掲載等、できる限り様々な媒体、方法により行うものとする。

【住民への周知方法】

- 記者発表
- 避難所の掲示板などへの掲示
- 現地への掲示
- マスコミへの広報
- 各基礎自治体ホームページへの掲載
- 各基礎自治体広報誌への掲載
- 自治会の回覧
- 国レベルでの情報システム（東日本大震災の際の「全国避難者情報システム」など）の活用 など

県及び特定行政庁の市にあつては、第一次建築制限の事務は建築指導担当部局が行うものであるが、以後の災害復興都市計画に続くもののため、都市復興基本方針と併せ、都市計画担当部局との連名での発表とする等、単なる建築の制限であるとの誤解を与えないよう、配慮する必要がある。

特定行政庁以外の市町については、市町の都市復興基本方針と併せて、県が指定

する建築制限についても周知を図るものとする。

なお、第一次建築制限の期間は、建築基準法第84条第1項の規定により、手続き上、被災後1か月までとしているが、都市復興基本方針の趣旨に則り、市街地開発事業等により市街地の復興を図るため、原則として建築制限は被災1か月後も継続するものであることを分かり易く周知する必要がある。(建築制限の内容は、第二次建築制限、都市計画事業決定後の都市計画法第53条の建築制限と事業の進展に伴い、段階的に緩和される。「表2-3 各建築制限の比較」参照)

■ 指定確認検査機関への情報提供

県は、知事指定の指定確認検査機関に対しては、第一次建築制限の内容を情報提供するものとする。(建築基準法第77条の33に基づく指定確認検査機関に対する配慮)

また、大臣指定の指定確認検査機関に対しては、県は国に対して建築制限の内容を指定確認検査機関に速やかに連絡するよう要請する。

※指定確認検査機関

建築基準法第77条の18に基づき確認検査業務を行う者。一の都道府県の区域内において業務を行う場合は道府県知事が、二以上の都道府県の区域において業務を行う場合は国土交通大臣が指定権者となる。

■ 建築相談窓口の設置

県及び特定行政庁の市は、建築相談等に対応するため、建築指導担当部局等の執務室に相談窓口を設置するものとする。

3 被災後2週間以降1か月まで

第二次建築制限の都市計画決定に向けて、緊急復興地区の精査を行うため、建物被害状況調査（第二次調査）を実施する。

この時期には復旧活動も本格化して被災直後の混乱期は脱するものと考えられるため、第二次建築制限の予定地区については、可能な箇所から事業実施に向けた関係住民との合意形成を開始するとともに、第二次建築制限の都市計画決定に向けた手続きを開始する。

なお、建築基準法第84条第1項の規定による第一次建築制限の期限は災害発生後1か月以内で、同第2項により更に1か月を超えない範囲で延長できるものであるため、第一次建築制限を継続する必要がある場合は、被災後1か月以内に延長する旨の指定を行う。

【活動内容】

- (1) 建物被害状況調査（第二次調査）の実施
- (2) 緊急復興地区の確定
- (3) 第一次建築制限の期間の延長
- (4) 都市計画事業の実施に向けた関係住民との調整の開始

(1) 建物被害状況調査（第二次調査）の実施

実施主体	市町
目的	第二次建築制限対象区域（＝緊急復興地区）の確定のため。
実施内容	第一次建築制限の区域及び周辺地区の全建築物について、被害の程度を調査する。
具体的手順	① 対象区域内の全建築物の被害程度の調査を行う。 ② 調査は建物被害認定調査を活用するとともに、必要に応じて現地目視調査を行う。 ③ 調査結果は、建物単位で被害の状況を地図上に記入するとともに、地区単位、街区単位等で集計を行う。
その他特記	<input type="checkbox"/> 調査は、被災市街地の復興地区区分（案）において緊急復興地区に設定した区域及びその周辺街区とする。

被害状況の調査

被災後2週間までに行った第一次建築制限の実施により、今後都市計画事業により市街地の復興を図る区域が概ね絞り込まれたことになる。

暫定対応の第一次建築制限から、被災市街地復興推進地域の指定による第二次建築制限に移行するためには、個別に建物の被害状況の精査を行い、被災市街地復興

特別措置法第5条第1項各号の指定要件に合致する区域の範囲を確定することが必要であるため、これを建物被害状況調査（第二次調査）として実施するものである。

本調査の調査要領は次のとおりとする。

【調査要領】

- (i) 調査にあたっては、り災証明書発行の際に行われる建物被害認定調査の結果を活用するとともに、必要に応じて現地調査を実施する。
- (ii) 対象区域は、第一次建築制限の対象区域及びその周辺とする。
- (iii) 現地調査を行う場合は、2名1組での調査を基本とする。
- (iv) 調査票は住宅地図等街区の判別できる地図とする。
現地調査により被害程度を確認する場合は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>) 等を参考とする。
- (v) 調査結果を調査票及び集計票にまとめる。

(調査票及び集計票の記載例)

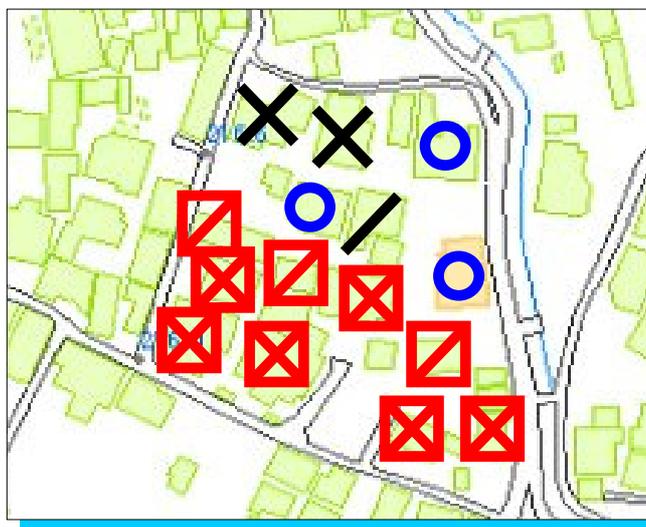


図3-5 調査票（第二次調査）の記載例

(凡例)

- ✕ : 全壊 / : 大規模半壊・半壊
- ☒ : 全焼 ☑ : 半焼
- : 無被害（半壊に至らないもの）

※ 凡例は適宜変更して良い。

【調査票記載要領】

- 住宅地図等の街区，建物種別が判別できる地図をコピーして使用する。（被害概況調査と同じ）
- 建物被害認定調査の結果等により，物件毎に地図上に被害の区分を凡例により記入する。（母屋等の主要な棟を対象とし，小規模な物置，カーポート等，小規模かつ従属的な用途の建築物は除外する。）

表3-3 集計表の記載例

町丁目 字	街区 No.	建物 全棟数 (A)	全壊 棟数 (b1)	半壊 棟数 (b2)	全焼 棟数 (c1)	半焼 棟数 (c2)	被災率 (%)	全損率 (%)	備考
	A-1
	A-2	15	2	1	6	3	80%	53%	
	A-3
	B-1
	B-2
	B-3
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
小計									

注1) 建物全棟数は，母屋等の主要な棟数を示す。（小規模な物置，カーポート等，小規模かつ従属的な用途の建築物は含まない。）

注2) 半壊には大規模半壊を含む。

注3) 被災率及び全損率は次の式により算出する。（小数点第一位切り捨て）

$$\text{被災率} : \{ \text{全壊棟数 (b1)} + \text{半壊棟数 (b2)} + \text{全焼棟数 (c1)} + \text{半焼棟数 (c2)} \} / \text{建物全棟数 (A)}$$

$$\text{全損率} : \{ \text{全壊棟数 (b1)} + \text{全焼棟数 (c1)} \} / \text{建物全棟数 (A)}$$

建物被害認定調査

建物被害認定調査は、市町村が「り災証明」発行のために行う建物の被害調査であり「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「半壊に当たらない」に判定される。（表3—4）

地震の場合、調査は、外観目視調査による第一次調査と、外観目視調査に内部立入調査を加えた第二次調査があり、第二次調査は住家の被災者からの申請により行われる。

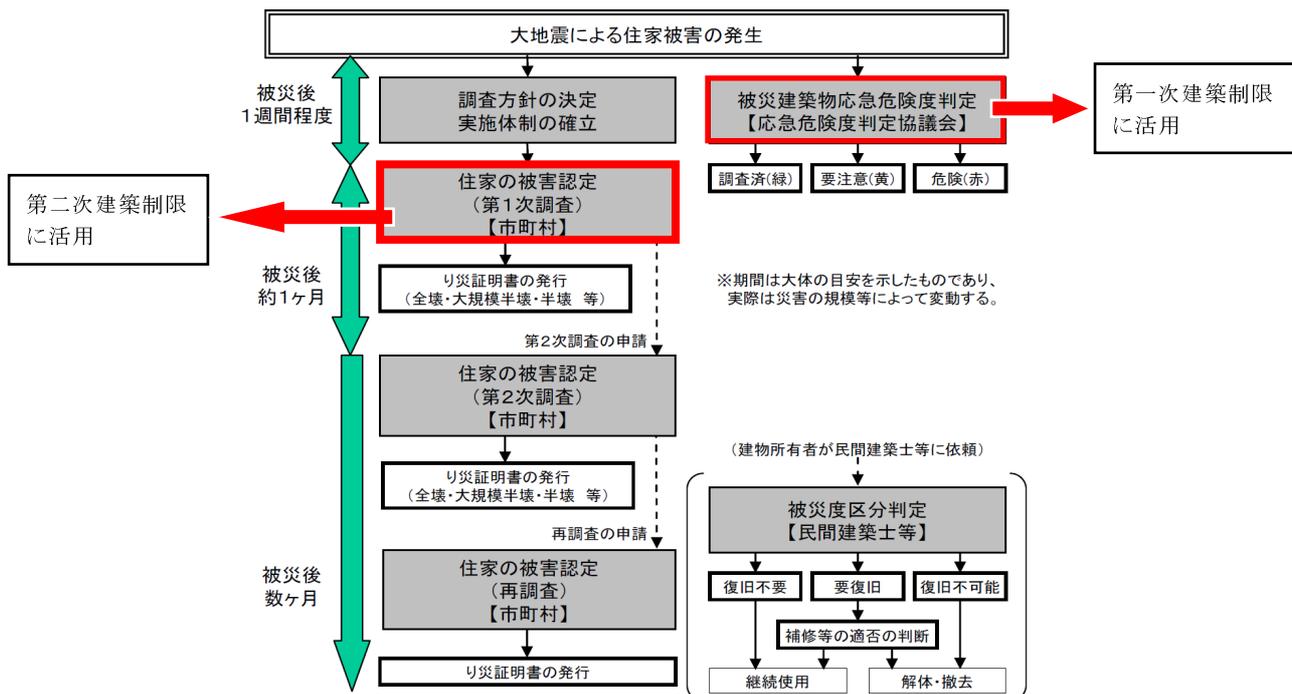
調査の結果は、住家ごとに住家被害状況表としてとりまとめられるため、この調査票の判定結果を、被害状況調査に活用するものとする。

表3—4 住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

（「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）より引用）

●参考 大地震発生後の建物被害調査の実施の流れ



（出典：「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き II. 資料編」（内閣府）

(2) 緊急復興地区の確定

実施主体	市町
目的	第二次建築制限を実施するため。
実施内容	建物被害状況調査（第二次調査）を基に，第二次建築制限地区（＝緊急復興地区）の確定を行う。
具体的手順	① 建物被害状況調査（第二次調査）を基に，第一次建築制限区域及びその周辺地域の建物の被害状況を数値化する。 ② ①に基づき，緊急復興地区の精査を行い，都市計画決定する区域を確定する。
その他特記	必要に応じて，県一市町間で広域調整を実施する。

第二次調査による被害集計

第二次調査の調査票から，街区毎に建物被害の状況を表にまとめ，第一次建築制限区域の被害状況の集計を行う。

緊急復興地区の確定

被害の集計結果を基に，表2-4の被害状況の区分表に基づき，第一次建築制限区域の被害状況区分を確定する。（最終判定）

被害状況区分の最終判定結果及び復興地区区分（案）策定の観点を踏まえ，緊急復興地区の確定を行う。

その際，第二次調査で判明した被害状況等から，必ずしも緊急復興地区に含める必要がないことが判明した街区等については，緊急復興地区から除くものとする。

(3) 第一次建築制限の期間の延長

実施主体	県及び市町
目的	必要な第一次建築制限を継続するため。
実施内容	第一次建築制限区域について、建築基準法第84条第2項の規定による建築制限の延長を行う。
具体的手順	市町ごとに次のとおり対応する。 【県が特定行政庁の市町】 ① 県都市計画課との調整を踏まえて県建築課に対し、第一次建築制限区域指定の延長を申し出る。 ② 県建築課は、申し出を受けた区域について、第一次建築制限区域指定の延長を行う。 【特定行政庁の市】 ① 都市計画担当部局と建築指導担当部局で調整の上、第一次建築制限区域の指定の延長を行う。
その他特記	<input type="checkbox"/> 緊急復興地区の確定作業等の過程で、引き続き建築制限を継続する必要がない箇所があった場合は、継続を行わず、建築制限を終了することが望ましい。 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関等に第一次建築制限の指定延長について情報提供を行う。

第一次建築制限の期間の延長

建築基準法第84条第1項の規定による建築制限は、被災後1か月の期間内に限り実施できる建築制限であり、同第2項により更に1か月を超えない範囲内において、延長できるものとされている。

このため、手続き上は被災後1か月を超える前に建築制限期間の延長を行う必要がある。

当初の第一次建築制限の実施と同様、特定行政庁以外の市町にあつては、県都市計画課との調整を踏まえ、県建築課に第一次建築制限の延長の申し出を行う。

特定行政庁の市にあつては、都市計画担当部局と建築指導担当部局で調整の上、同様に第一次建築制限の延長を行う。

なお、並行して実施している第二次調査及び緊急復興地区の確定の中で、引き続き建築制限を実施する必要がないことが明らかとなった箇所がある場合は、建築制限の継続箇所から除くものとする。

手続きに要する書式例については、第4章に示す。

制限内容の周知

県及び市町は、第一次建築制限の指定と同じ要領で、記者発表等により住民への周知を図るとともに、県は指定確認検査機関への情報提供を行う。

(4) 都市計画事業の実施に向けた関係住民との調整の開始

実施主体	市町
目的	緊急復興地区における都市計画事業の決定、施行のため。
実施内容	関係住民への復興事業に係る情報提供、合意形成、要望集約などを行う。
具体的手順	① 緊急復興地区の復興方針について、様々な媒体を通じて関係住民への周知を行う。 ② 住民説明会等により、関係住民に対し、想定する復興方法の概要等の説明を行って理解を得るとともに、意見等を踏まえて都市計画の案に反映する。
その他特記	<input type="checkbox"/> 関係住民との調整は、復興都市計画事業の決定まで継続的に行われることとなる。 <input type="checkbox"/> 復興都市計画事業の検討の進捗に応じて、随時情報を提供し、住民の理解と協力を求める。

復興都市計画事業を決定、実行していく上では、住民の理解と協力を得ることが不可欠であり、都市復興基本方針の発表及び第一次建築制限の実施を契機として、緊急復興地区については、復興に向けて関係住民との調整を開始する。

特に災害直後の時期は、県内又は県外の他自治体に避難している住民も多いと考えられるため、情報提供については、出来る限り多種多様な方法で行うものとする。

【住民への周知方法】(再掲)

- 記者発表
- 避難所の掲示板などへの掲示
- 現地への掲示
- マスコミへの広報
- 各基礎自治体ホームページへの掲載
- 各基礎自治体広報誌への掲載
- 自治会の回覧
- 国レベルでの情報システム（東日本大震災の際の「全国避難者情報システム」など）の活用 など

住民説明については、説明会等の機会を設け、日程などを予め周知して行うものとする。この場合、説明会に参加できない住民に配慮し、説明会資料、議事録などについても、説明会での配付のみにとどまらず、上記と同様の情報提供に努めるものとする。

また、都市計画決定や都市計画事業は、専門用語や手続き内容等、一般的には難解なものであるため、説明資料及び説明内容については、分かり易いものとするとともに、住民の意見に真摯に耳を傾けて住民ニーズの把握に努め、必要に応じて策定済みの計画についても柔軟に見直す等、住民と協働したまちづくりの視点から事業を推進していく姿勢も必要である。

4 被災後1か月以降2か月まで

第一次建築制限が期限を迎えることから、緊急復興地区の建築制限を被災市街地復興推進地域の都市計画決定による建築制限（第二次建築制限）に移行する。

【行動内容】

- (1) 都市復興基本計画（骨子）の策定・公表
- (2) 第二次建築制限の実施

(1) 都市復興基本計画（骨子）の策定・公表

実施主体	県及び市町
目的	第二次建築制限の実施にあたり、復興までの具体的期間等を示し、以後の住民との合意形成を推進するため。
実施内容	第二次建築制限の実施までに策定・公表を行う。
具体的手順	① 都市復興基本計画（骨子）の内容及び発表の方法について、県・市町の都市計画担当部局間及び県・市町の震災復興計画との調整を図る。 ② 第二次建築制限の実施までに都市復興基本計画（骨子）の策定・公表を行う。
その他特記	—

都市復興基本計画（骨子）は、都市復興基本方針と都市復興基本計画の中間に位置するものであり、都市復興基本方針で概要のみ示していた被災市街地の整備方針等について事業手法や予定期間等、緊急復興地区の確定等を踏まえ、より具体的に示すものとする。

被災市街地復興推進地域の都市計画決定に際してのマスタープランとして示すものであることから、特に市町の都市復興基本計画（骨子）にあっては、同地域の計画書記載の緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（緊急復興方針 P.57 の書式例参照）との整合性に留意すること。

住民等への周知等については、都市復興基本方針と同様に行うものとする。

なお、本骨子は県又は市町の震災復興計画の一部を構成するものとする。発表時期等は、震災復興本部等との調整により決定されるものであるが、できる限り被災市街地復興推進地域の決定前とすることが望ましい。（発表が被災市街地復興推進地域の決定の後になる場合は、同地域の決定の広報等の際に、骨子の内容について可能な範囲で情報提供等を行うものとする。）

(2) 第二次建築制限の実施

実施主体	市町
目的	緊急復興地区について、復興都市計画事業の決定までの間、事業の妨げとなる建築物の立地を制限するため。
実施内容	被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う。
具体的手順	① 都市計画法に定める手続きに基づき、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う。
その他特記	<input type="checkbox"/> 住民等には、第一次建築制限と同様に周知を行う。 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関等に第二次建築制限の実施について情報提供を行う。

第二次建築制限の実施

建築基準法第84条による建築制限は被災後2か月を限度としているため、緊急復興地区について、被災後2か月を目途に被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行い、引き続き復興都市計画事業の決定までの間、事業の妨げとなる建築物の立地を制限する。

被災市街地復興推進地域の都市計画決定の手続きフローは通常の都市計画決定と同様であるため、手続きの具体的内容については「都市計画の手引き」による。

手続きに必要な図書等については、第4章に示す。

制限内容の周知

市町は、関係住民等に配慮し十分な周知を図る。県都市計画課は県建築課に周知するとともに、県建築課は指定確認検査機関等への情報提供を行う。

なお、第一次建築制限の際に設けた建築相談窓口については、引き続き継続するものとする。

建築許可について

第一次建築制限では、原則として建築行為は禁止することとしているが、第二次建築制限では、一定の要件を満たす建築行為等は許可により可能となる。(表2-3参照)

被災市街地復興特別措置法第7条第1項の規定により、許可権者は県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)となる。

なお、都市計画法第53条第1項の建築許可についても法上の規定は同様であるが、町の区域にあっては、「広島県地方機関の長に対する事務委任規則」(昭和39年規則第56号)により、各建設事務所に権限が移譲されている。

被災市街地復興特別措置法第7条第1項の許可については、現在このような措置は取られていないので、町の区域にあっては県知事(県都市計画課)が許可権者となる。また、住民等には許可申請書の提出先等を広く周知するものとする。

5 被災後2か月以降6か月まで

緊急復興地区について、住民の合意形成を進め、市街地開発事業等の所要の都市計画決定を行う。

【行動内容】

- (1) 都市復興基本計画の策定・公表
- (2) 市街地開発事業等の都市計画決定

(1) 都市復興基本計画の策定・公表

実施主体	県及び市町
目的	官民の強力な連携の下、都市の総合的な復興を図るため。
実施内容	復興都市計画事業の決定に先立って策定・公表を行う。
具体的手順	① 都市復興基本計画の内容について、県・市町の都市計画担当部局間及び県・市町の震災復興計画との調整を図る。 ② 市街地開発事業等の都市計画決定に先立って都市復興基本計画の策定・公表を行う。
その他特記	—

都市復興基本計画は、同骨子の内容を基本として、都市復興のマスタープランとして策定する。

都市復興基本計画には、次のような事項を定めるものとする。

【都市復興基本計画に定める内容（案）】

- (i) 復興の理念
- (ii) 復興の目標
- (iii) 計画期間
- (iv) 土地利用の方針
被災市街地における土地利用方針
- (v) 被災市街地の復興方針
被災状況に応じた市街地の復興方針
- (vi) 被災市街地の整備方針
建築制限の実施方針
市街地の整備改善方針
都市基盤の整備改善方針 等

市町にあっては、長期総合計画及び都市計画マスタープランを前提とし、市町の震災復興基本方針に即して定めるものとし、緊急復興地区については、住民との合意形成の状況等を踏まえ、導入する事業手法等を明示するとともに、緊急復興地区以外の復興地区についても、整備の方針等を示すものとする。

県にあっては、市町の計画との整合を図りつつ、長期総合計画及び都市計画区域マスタープランを前提とし、県の震災復興基本方針に即して、広域的な観点から定めるものとする。

住民等への周知等については、都市復興基本方針及び都市復興基本計画（骨子）と同様に行うものとする。

（２）市街地開発事業等の都市計画決定

実施主体	市町
目的	復興都市計画事業を実施するため。
実施内容	住民との合意形成が整った緊急復興地区について、市街地開発事業等の都市計画決定を行う。
具体的手順	「都市計画の手引き」による。
その他特記	—

市町村には、被災市街地復興推進地域の都市計画決定をした後、復興都市計画事業の都市計画決定や、市街地開発事業の施行等、必要な措置を講ずる義務が課されている。（被災市街地復興特別措置法第6条）

第2章でも述べたように、復興都市計画事業の都市計画決定については、被災時という特殊事情を踏まえ、被災者の生活再建に配慮する観点から、できる限り速やかに行うものとし、マニュアル上、被災後6か月を一応の目途として設定している。

複数地区がある場合、合意形成の程度に差異が生じることが考えられるが、全て揃ってからではなく、合意形成のできたものから順次都市計画決定をしていくものとする。

なお、被災市街地復興推進地域の建築制限は都市計画法第53条の建築制限よりも強力であることから、合意形成が長期化する場合は、暫定的な土地利用の道を開き、地域の活力を維持する観点から、まず市街地開発事業の区域のみを決定する等、多段階的に都市計画決定を行うことが考えられる。

都市計画決定の手続きのプロセスは、通常の都市計画決定と同様であり、手続きの方法、個別図書作成等については「都市計画の手引き」を参照するものとする。

第4章 復興都市づくりの手続き

復興都市づくりの手続きのうち、「都市計画の手引き」に記載のない、第一次建築制限及び第二次建築制限について、手続きフロー及び手続きに要する様式等について、以下に記載する。

1 第一次建築制限区域の設定に係る広域調整

(1) 第一次建築制限予定区域（案）の県への情報提供（市町→県）

市町は、第一次建築制限の予定区域（案）を作成次第、関係資料を添えて次のとおり県都市計画課に情報提供するものとする。（県建設事務所（支所）経由は不要。）

[提出書類]

- ・ 通知文（書式例1）
- ・ 建築制限予定区域図
（地図上に建築制限予定区域を示したもの。縮尺自由。）
- ・ 復興地区区分図（案）（P.31 図3-4参照）
- ・ 調査票（P.22 図3-1参照）
- ・ 集計票（P.22 表3-1参照）
- ・ 現地写真（必要に応じて添付）

書式例1

<p>広島県知事様 （都市計画課）</p>	<p style="text-align: right;">〇〇 第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇 市町長 印 （〇〇 課）</p>
<p>建築基準法第84条第1項の建築制限（案）について（情報提供）</p> <p>このことについて、次のとおり情報提供します。</p> <p>（添付書類）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築制限予定区域図 2 復興地区区分図（案） 3 調査票 4 集計票 5 現地写真 	

注1）公印及び文書番号については、各市町の文書規定等による。

(2) 広域調整の実施に係る通知 (県→市町)

県は、(1)の市町からの情報提供を確認し、広域調整を実施する必要の有無を判断し、市町に通知する。(書式例2, 3)

(広域調整を実施する場合)

書式例2

	都 計 第 ○ 号 平成 年 月 日
関係各市町長 様 (○ ○ 課)	広 島 県 知 事 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 都 市 計 画 課
建築基準法第84条第1項の規定による 建築制限に係る広域調整について (通知)	
このことについて、次のとおり広域調整を実施します。 ついては、担当者の出席をお願いします。	
1 日時 平成 年 月 日○○時から 2 場所 ○○○○ 3 関係市町 ○○市, ○○町・・・	

広域調整の場所は、可能な限り被災市町近辺の市町庁舎、県建設事務所(支所)等に設定するものとする。

なお、被災状況等により出席できない市町もあると考えられることから、実施方法については電子メールを活用する等、臨機応変に対応するものとする。

(広域調整を実施しない場合)

書式例 3

		都 計 第	〇 〇	号
		平 成	年	月 日
関係各市町長 様				
(〇 〇 課)				
		広 島 県 知 事		
		〒730-8511 広島市中区基町 10-52		
		都 市 計 画 課		
<p>建築基準法第84条第1項の規定による 建築制限に係る広域調整について（通知）</p> <p>このことについて、貴市町の建築制限に係る広域調整については実施しないこととしましたので、通知します。</p>				
<p>(県が特定行政庁の市町の場合)</p> <p>については、本県土木局建築課に建築基準法第84条第1項の規定に基づく建築制限の申し出をしてください。</p>				
<p>(特定行政庁の市の場合)</p> <p>については、貴市建築指導主務課と建築基準法第84条第1項の規定に基づく建築制限の調整を行ってください。</p>				

2 第一次建築制限の実施

(1) 第一次建築制限の申し出（特定行政庁以外の市町→県）

特定行政庁以外の市町にあつては、第一次建築制限は県建築課が行うため、県都市計画課との調整結果を踏まえ、県建築課に対して次の書類により第一次建築制限の申し出を行う。

[提出書類]

- ・ 通知文（書式例4）
- ・ 計画図（1/2, 500以上の都市計画図を用い、区域境界を朱線で表示）
- ・ 調査票（建築制限区域に係るものに限る）
- ・ 集計票（建築制限区域に係るものに限る）

広島県知事様
(建築課)

〇〇 第 号
平成 年 月 日

〇〇市町長 印
(〇〇課)

建築基準法第84条第1項の建築制限区域の指定について(申出)

このことについて、次のとおり案を作成しましたので申し出ます。

1 建築制限区域

地区名称	位置	面積
〇〇地区	〇〇市〇〇町〇〇丁目, 〇〇丁目 〇〇町〇〇丁目	約〇〇h a
□□地区	〇〇市□□町〇〇丁目	約〇〇h a

(区域は計画図表示のとおり)

2 建築制限の内容

建築制限区域内においては、建築物の建築(新築, 改築, 増築及び移転)をしてはならない。

ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1) 国, 地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物
- (2) 停車場, 郵便局, 官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- (3) 工事を施工するために現場に設ける事務所, 下小屋, 材料置場その他これらに類する仮設建築物
- (4) その他1の区域内の市町の意見を聴き, その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物

3 建築制限区域の期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

4 建築制限区域の被害状況

別紙のとおり(※建築制限区域に係る集計票を添付)

5 想定する整備手法

- 〇〇地区 土地区画整理事業
- 地区 市街地再開発事業

注1) 公印及び文書番号については, 各市町の文書規定等による。

注2) 「位置」は, 丁目又は字まで記載する。

注3) 「面積」は, 10ha以上は1ha単位, 10ha未満は0.1ha単位で記載する。

(2) 第一次建築制限実施の情報提供（特定行政庁の市→県）

特定行政庁の市については、第一次建築制限を実施した場合、次の書類により県に情報提供を行うものとする。

[添付書類]

- ・ 通知文（書式例5）
- ・ 第一次建築制限の告示文の写し
- ・ 計画図（1/2, 500以上の都市計画図を用い、区域境界を朱線で表示）
- ・ 調査票（建築制限区域に係るものに限る）
- ・ 集計票（建築制限区域に係るものに限る）

書式例5

<p>広島県知事様 （都市計画課）</p> <p style="text-align: center;">建築基準法第84条第1項の建築制限区域の指定について（情報提供）</p> <p>このことについて、平成 年 月 日付け〇〇市告示第〇〇号により告示しましたので、情報提供します。</p> <p>（添付書類）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 告示文の写し 2 計画図 3 調査票（建築制限区域に係るものに限る） 4 集計票（建築制限区域に係るものに限る） 	<p style="text-align: right;">〇〇 第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇 市長 印 （〇〇 課）</p>
---	--

注1) 公印及び文書番号については、各市町の文書規定等による。

3 第一次建築制限の延長

(1) 第一次建築制限の延長に係る手続き（特定行政庁以外の市町→県）

第一次建築制限の当初期間は被災後1か月であるため、当該期間を超えて第一次建築制限を継続しようとする場合、特定行政庁以外の市町は、次の書類により県建築課に第一次建築制限の延長の申し出を行うものとする。

[添付書類]

- ・ 通知文（書式例6）
- ・ 計画図（1/2, 500以上の都市計画図を用い、区域境界を朱線で表示）
- ・ 調査票（建築制限区域に係るものに限る）
- ・ 集計票（建築制限区域に係るものに限る）

広島県知事様
(建築課)

〇〇 第 号
平成 年 月 日

〇〇市町長 印
(〇〇課)

建築基準法第84条第2項の規定による建築制限の延長について(申出)

このことについて、次のとおり平成〇〇年〇〇月〇〇日広島県告示第〇〇〇〇号の延長を申し出ます。

1 建築制限区域

地区名称	位置	面積
〇〇地区	〇〇市〇〇町〇〇丁目, 〇〇丁目 〇〇町□□丁目	約〇〇h a
□□地区	〇〇市□□町〇〇丁目	約〇〇h a

(区域は計画図表示のとおり)

2 建築制限の内容

建築制限区域内においては、建築物の建築(新築, 改築, 増築及び移転)をしてはならない。

ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1) 国, 地方公共団体等が震災復興事業の一環として建築する建築物
- (2) 停車場, 郵便局, 官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- (3) 工事を施工するために現場に設ける事務所, 下小屋, 材料置場その他これらに類する仮設建築物
- (4) その他1の区域内の市町の意見を聴き, その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物

3 建築制限区域の期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

4 建築制限区域の被害状況

別紙のとおり(※建築制限区域に係る集計票を添付)

5 想定する整備手法

〇〇地区 土地区画整理事業

□□地区 市街地再開発事業

注1) 公印及び文書番号については, 各市町の文書規定等による。

注2) 「位置」は, 丁目又は字まで記載する。

注3) 「面積」は, 10ha以上は1ha単位, 10ha未満は0.1ha単位で記載する。

(2) 第一次建築制限の延長に係る情報提供（特定行政庁の市→県）

特定行政庁の市については、第一次建築制限の延長を実施した場合、次の書類により県に情報提供を行うものとする。

[添付書類]

- ・ 通知文（書式例7）
- ・ 第一次建築制限の告示文の写し
- ・ 計画図（1/2, 500以上の都市計画図を用い、区域境界を朱線で表示）
- ・ 調査票（建築制限区域に係るものに限る）
- ・ 集計票（建築制限区域に係るものに限る）

※ 当初指定から区域の変更がない場合、計画図以降の添付書類は省略できるものとする。

書式例7

	○ ○ 第 号 平成 年 月 日
広島県知事様 （都市計画課）	○ ○ 市長 印 （ ○ ○ 課 ）
建築基準法第84条第1項の建築制限区域の指定の延長について（情報提供）	
このことについて、平成 年 月 日付け○○市告示第○○号により告示しましたので、情報提供します。	
（当初指定から区域の変更がない場合） なお、建築制限区域の範囲は、平成 年 月 日付け□□市告示第□□号から変更ありません。	
（添付書類）	
1 告示文の写し 2 計画図 3 調査票（建築制限区域に係るものに限る） 4 集計票（建築制限区域に係るものに限る）	} 当初指定から区域の変更がない場合、添付不要

注1) 公印及び文書番号については、各市町の文書規定等による。

4 第二次建築制限の実施

(1) 意義

大規模な火災、震災その他の災害により、建築物の集中的な倒壊や面的な焼失が生じた区域については、①人的、経済的なダメージが極めて大きく、緊急かつ健全な復興をする必要があること、②公共施設の整備状況、土地利用の動向からみて、そのまま放置しておけば災害に対し、脆弱な市街地が再び形成されるおそれがあること、から、被災市街地についての防災性の向上が図られた健全な市街地の整備を早期に進めるため、必要最小限の建築行為の制限を行う。

(2) 都市計画を定める者

市町

(3) 都市計画に定める事項

- ア 名称
- イ 位置
- ウ 区域
- エ 区域の面積
- オ 緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針
 - ・ 地域の整備改善の目標
 - ・ 土地利用の方針
 - ・ 公共施設の整備の方針
- カ 建築行為等の制限が行われる期間の満了の日

(4) 手続きに必要な図書

- ア 総括図
 - ・ 縮尺は、1/25,000 以上とする。
 - ・ 区域を朱色の実線で囲み、周辺の見やすい位置に引き出し線を用い、名称、面積を記載する。
- イ 計画図
 - ・ 縮尺は 1/2,500 以上とする。
 - ・ 区域は朱色の実線で囲み、折点には○印を付し、境界の設定方法を記載する。
- ウ 計画書
 - ・ 次ページの書式例による。
- エ 被災状況図
 - ・ 縮尺は 1/2,500 以上とする。
 - ・ 図上に被災状況（全壊、半壊、全焼、半焼 等）を着色表示し、被災率（全壊・全焼数等と半壊・半焼数の和を全棟数で除した値）及び全損率（全壊・全焼数等を全棟数で除した値）を表示する。
- オ 被災状況表
 - ・ 次ページの書式例による。
- カ 復興地区区分（図）
 - ・ 縮尺自由。

(被災市街地復興推進地域の計画書の書式例)

〇〇都市計画被災市街地復興推進地域の 決定 (〇〇市(町)決定)
変更

都市計画〇〇被災市街地復興推進地域を次のように 決定 する。
変更

名	称	〇〇被災市街地復興推進地域
位	置	〇〇市(町) 〇〇町〇〇丁目, ××丁目
面	積	約 h a
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針		
被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。

注2) 「面積」は、小数点第1位まで記載する。

注3) 「緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針」は、地域の整備改善の目標、土地利用の方針、公共施設の整備の方針、想定される整備手法等を都市復興基本方針等に基づき記載する。

(被害状況表の書式例)

被災状況表 (〇〇被災市街地復興推進地域)

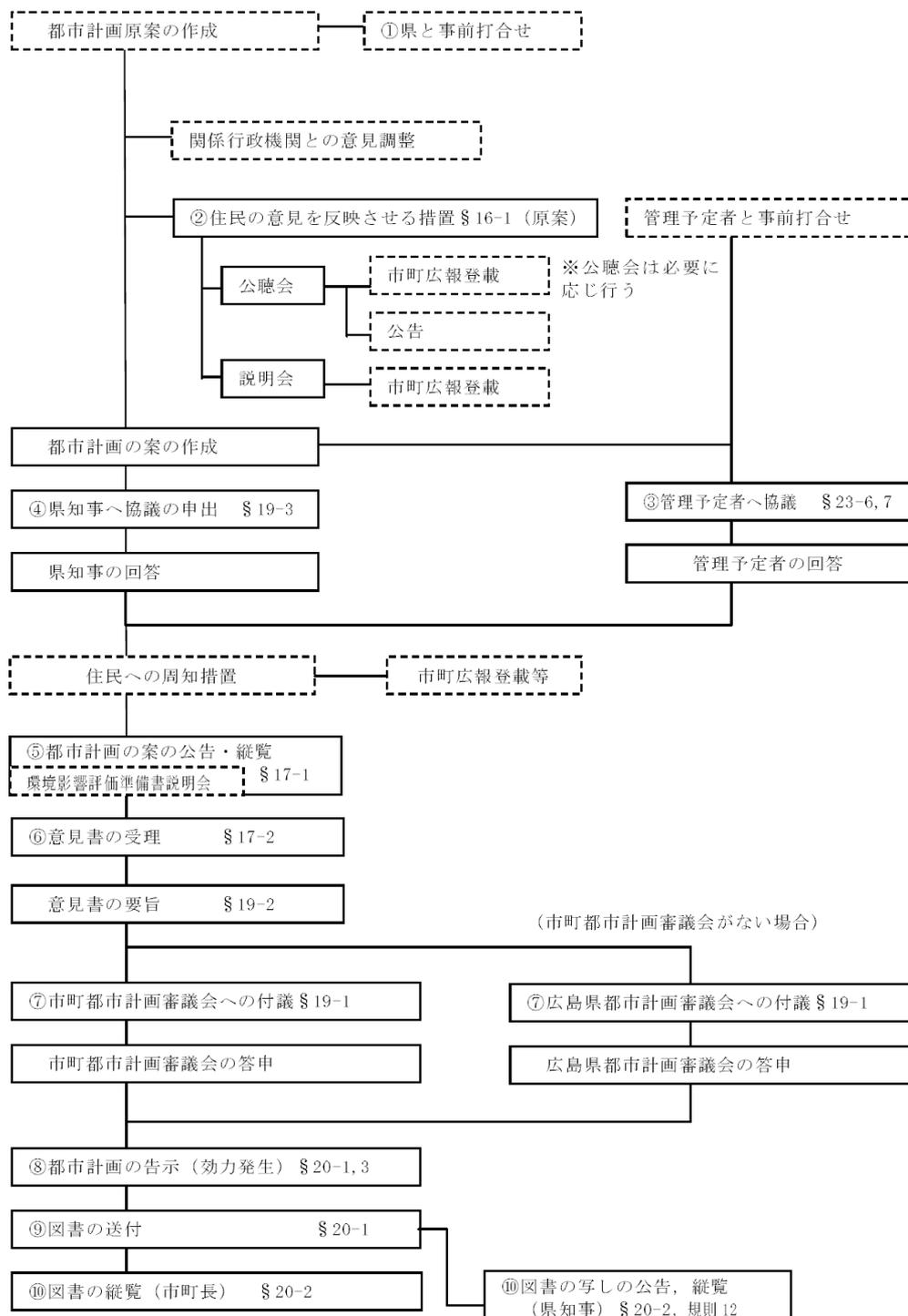
町丁目 字	面積 (ha)	被災前状況			被災状況				備考
		人口 (人)	世帯数	全棟数 (A)	全壊 棟数 (b1)	半壊 棟数 (b2)	全焼 棟数 (c1)	半焼 棟数 (c2)	
⋮									
合計									
被災率 { (b1) + (b2) + (c1) + (c2) } / (A)									(%)
全損率 { (b1) + (c1) } / (A)									(%)

(5) 手続きフロー

第二次建築制限の都市計画決定の手続きフローは、通常の都市計画決定と同様である。以下に参考として、都市計画決定のフローを示す。

市町決定に係る都市計画決定（変更）手続に関する一般的フロー図

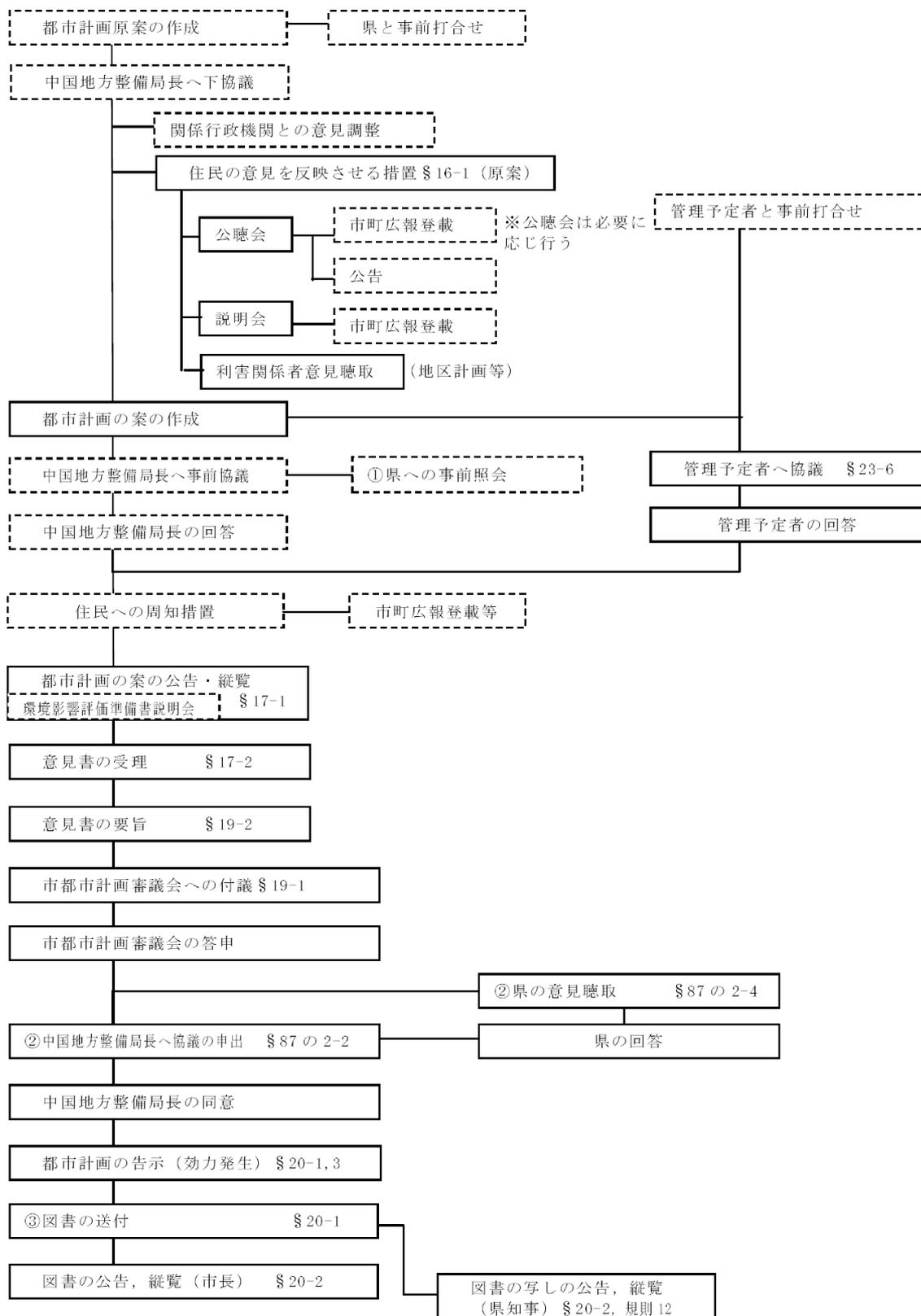
図中の [] は都市計画法の規定, [] は法に基づくものではない。



(出典:「都市計画の手引き」(広島県土木局都市計画課))

指定都市決定に係る都市計画決定（変更）手続に関する一般的フロー図

図中の は都市計画法の規定, は法に基づくものではない。



(出典:「都市計画の手引き」(広島県土木局都市計画課))

参考資料

1 関係法令抜粋

○ 都市計画法（昭和43年法律第100号）

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容

（被災市街地復興推進地域）

第十条の四 都市計画区域については、都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- 2 被災市街地復興推進地域については、都市計画に、名称、位置及び区域のほか、別に法律で定める事項を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。
- 3 被災市街地復興推進地域内における建築物の建築その他の行為に関する制限については、別に法律で定める。

第三章 都市計画制限等

第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制

（建築の許可）

第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 政令で定める軽易な行為
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 第十一条第三項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの
- 五 第十二条の十一に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの
- 2 第五十二条の二第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。
- 3 第一項の規定は、第六十五条第一項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

（許可の基準）

第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

- 一 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。
- 二 当該建築が、第十一条第三項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。
- 三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
- イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ロ 主要構造部（建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

○ 建築基準法（昭和25年法律第201号）

第六章 雑則

（被災市街地における建築制限）

第八十四条 特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

- 2 特定行政庁は、更に一月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第八十五条 非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの
- 2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条（第二十三項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十三条の規定の適用があるものとする。
- 3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続することができる。
- 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限って、その許可をすることができる。
- 5 (略) (仮設興行場等に係る規定)

○ 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）

第二章 被災市街地復興推進地域

(被災市街地復興推進地域に関する都市計画)

第五条 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- 一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- 二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- 三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。
- 2 被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の四第二項に定める事項のほか、第七条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとともに、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（以下「緊急復興方針」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 前項の日は、第一項第一号の災害の発生した日から起算して二年以内の日としなければならない。

(市町村の責務等)

第六条 市町村は、被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、緊急復興方針に従い、できる限り速やかに、都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十二条第二項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地については、市町村が当該土地区画整理事業を施行するものとする。ただし、当該土地について土地区画整理法第三条第一項から第三項まで又は第五項の規定により土地区画整理事業が施行される場合は、この限りでない。
- 3 前項本文の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、当該土地区画整理事業を施行することができる。当該土地区画整理事業が独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者についても、同様とする。
- 4 被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十二条第二項の規定により市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域の土地については、市町村が当該市街地再開発事業を施行するものとする。ただし、当該土地について都市再開発法第二条の二第一項から第三項までの規定により第一種市街地再開発事業が施行される場合は、この限りでない。

- 5 前項本文の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、当該市街地再開発事業を施行することができる。当該市街地再開発事業が機構又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者についても、同様とする。
- 6 被災市街地復興推進地域のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共の用に供する施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一団の土地（国又は地方公共団体の所有する土地で公共の用に供する施設の用に供されているものを除く。）について所有権又は借地権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者は、その全員の合意により、当該被災市街地復興推進地域の緊急復興方針に定められた内容に従ってその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共の用に供する施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、当該協定に基づく計画的な土地利用を促進するために必要な措置を講ずべきことを市町村に対し要請することができる。

（建築行為等の制限等）

- 第七条** 被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害（第五条第一項第一号の災害を含む。）のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 2** 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。
- 一 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの
 - イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する〇・五ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの
 - ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの
 - ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更
 - 二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの
 - イ 前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築
 - ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築
 - （1）階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - （2）主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - （3）容易に移転し、又は除却することができること。
 - （4）敷地の規模が政令で定める規模未満であること。
 - ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築
- 3** 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。
- 一 都市計画法第四条第五項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示（以下この号から第五号までにおいて単に「告示」という。）当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
 - 二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められた区域
 - 三 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域
- 四** 土地区画整理法第七十六条第一項第一号から第三号までに掲げる公告 当該公告に係る同法第二条第四項に規定する施行地区
- 五** 都市再開発法第六十条第二項第一号に掲げる公告 当該公告に係る同法第二条第三号に規定する施行地区
- 六** 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域

- 4 第一項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- 5 都道府県知事等は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
- 7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(土地の買取り等)

第八条 都道府県、市町村その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

- 2 都道府県知事等は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 3 都道府県知事等（前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、被災市街地復興推進地域内の土地の所有者から、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があったときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。
 - 一 前条第二項第二号ロ(1)から(3)までに掲げる要件に該当する建築物の新築、改築又は増築
 - 二 前号に規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- 4 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。
- 5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。
- 6 第三項の規定により土地を買い取った者は、当該土地が公営住宅等、公共の用に供する施設その他被災市街地復興推進地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設の用に供されるように努めなければならない。

○ 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）

第三章 復興のための特別の措置

第一節 復興計画に係る特別の措置

第一款 復興計画の作成等

(土地利用基本計画の変更等に関する特例)

- 第十二条** 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消し（第九項において「土地利用基本計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項（第三号に定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る、第八号に定める事項にあっては漁港漁場整備法第六条第二項に規定する漁港区域（同条第一項又は第二項の規定により指定された漁港の区域をいう。同号及び第三項第十号において同じ。）の指定、変更又は指定の取消しに係るものに限る。）については、共同作成の場合に限り、記載することができる。
- 一 土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。）の変更 当該変更に係る同条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項
 - 二 都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域であって、同法第五条第四項に規定する都市計画区域を除く。以下この号において同じ。）の指定、変更又は廃止 当該指定、変更又は廃止に係る都市計画区域の名称及び区域
 - 三 都市計画（国土交通大臣が定める都市計画を除く。以下この条において同じ。）の決定又は変更 当該決定又は変更に係る都市計画に定めるべき事項

- 四** 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の変更 当該変更に係る農業振興地域の区域
- 五** 農用地利用計画（農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画をいう。）の変更 当該変更に係る農用地区域（同条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分
- 六** 地域森林計画区域（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域をいう。）の変更 当該変更に係る森林の区域
- 七** 保安林の指定又は解除 その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあつては指定施業要件（森林法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）
- 八** 漁港区域の指定、変更又は指定の取消し 当該指定、変更又は指定の取消しに係る漁港の名称及び区域
- 2** 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に前項各号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、会議における協議をするとともに、同項各号に定める事項が次の各号に掲げる事項であるときは、それぞれ当該各号に定める者の同意を得なければならない。ただし、内閣府令で定める理由により会議における協議が困難な場合（以下単に「会議における協議が困難な場合」という。）は、この限りでない。
- 一 前項第二号に定める事項 国土交通大臣
- 二 前項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 国土交通大臣
- 三 前項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 特定被災都道府県知事（共同作成の場合を除く。）
- 四** 前項第五号に定める事項 特定被災都道府県知事（共同作成の場合を除く。）
- 五** 前項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。） 農林水産大臣
- 3** 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。
- 一 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をすること。
- 二 第一項第二号に定める事項 都道府県都市計画審議会の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。
- 三 第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画（都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に協議をし、その同意を得ること。
- 四** 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち市が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 特定被災都道府県知事に協議をすること（共同作成の場合を除く。）。
- 五** 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画（都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画のうち町村が定めるものに限る。）の決定又は変更に係るものに限る。） 特定被災都道府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）。
- 六** 第一項第五号に定める事項 特定被災都道府県知事の同意を得ること（共同作成の場合を除く。）及び当該事項に関し密接な関係を有する者として農林水産省令で定める者の意見を聴くこと。
- 七** 第一項第六号に定める事項 都道府県森林審議会及び特定被災市町村等を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。
- 八** 第一項第七号に定める事項（海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）内の森林を保安林として指定する場合に限る。） 当該海岸保全区域を管理する海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下同じ。）に協議をすること。
- 九** 第一項第七号に定める事項（森林法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の解除に係るものに限る。） 内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。
- 十** 第一項第八号に定める事項（漁港漁場整備法第六条第一項に規定する漁港区域に係るものに限る。） 特定被災都道府県の意見を聴くこと（共同作成の場合を除く。）。
- 十一** 第一項第八号に定める事項（河川法第三条第一項に規定する河川に係る河川区域に係るもの又は海岸保全区域に係るものに限る。） 当該河川を管理する河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。第三十九条において同じ。）の長が指定区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間をいう。第五十一条第一項において同じ。）内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。以下同じ。）又は当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。

- 4 特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を復興計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、特定被災市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、特定被災市町村等に、意見書を提出することができる。
- 6 特定被災市町村等は、前項の規定により提出された意見書（第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を、第二項の協議をするときは協議会に、第三項に規定する手続（同項第七号に定める手続に限る。）を経るときは都道府県森林審議会に、それぞれ提出しなければならない。
- 7 特定被災市町村等は、復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書（当該事項に係るものに限る。）の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。
 - 一 第一項第三号に定める事項（都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。） 都道府県都市計画審議会
 - 二 第一項第三号に定める事項（市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。） 市町村都市計画審議会（当該特定被災市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、特定被災都道府県の都道府県都市計画審議会。第十八条第五項第一号において同じ。）
- 8 復興計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとする時の手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法（同法第十六条第一項並びに第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。
- 9 第一項各号に定める事項が記載された復興計画が第十条第六項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る土地利用基本計画の変更等がされたものとみなす。

第三章 復興のための特別の措置

第二節 都市計画の特例

（一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画）

第四十一条 次に掲げる条件のいずれにも該当する特定大規模災害を受けた区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）であって、円滑かつ迅速な復興を図るために当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興拠点市街地形成施設を定めることができる。

- 一 円滑かつ迅速な復興を図るために当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。
- 二 当該区域内の土地の大部分が建築物（特定大規模災害により損傷した建築物を除く。）の敷地として利用されていないこと。

2 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び特定公共施設の位置及び規模
- 二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度

3 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げるところに従って定めなければならない。

- 一 前項第一号に規定する施設は、当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。
- 二 前項第二号に掲げる事項は、再度災害を防止し、又は軽減することが可能となるよう定めること。

（都市計画法の特例）

第四十二条 国土交通大臣は、特定大規模災害等を受けた都道府県（以下「被災都道府県」という。）の知事から要請があり、かつ、当該被災都道府県における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災都道府県に代わって自ら当該被災都道府県の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとることができる。

- 2** 特定大規模災害等を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）を包括する都道府県は、当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村に代わって自ら次に掲げる都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとることができる。

- 一 前条第一項の規定による一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画
- 二 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域に関する都市計画

三 前二号に掲げるもののほか、当該被災市町村の区域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画

- 3** 国土交通大臣は、前項の要請を受けた都道府県の知事から同項の必要な措置をとることが困難である旨の申出があり、かつ、同項の都道府県における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必

要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、同項の被災市町村に代わって自ら当該必要な措置をとることができる。

- 4 第一項の規定により被災都道府県に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる国土交通大臣は、都市計画法の規定の適用については、都道府県とみなす。この場合において、同法第十八条第一項及び第二項中「都道府県都市計画審議会」とあるのは、「社会資本整備審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 第二項の規定により被災市町村に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる都道府県は、都市計画法の規定の適用については、市町村とみなす。この場合において、同法第十九条第一項中「市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあり、及び同条第二項中「市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会」とあるのは、「都道府県都市計画審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 第三項の規定により被災市町村に代わって自ら都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとる国土交通大臣は、都市計画法の規定の適用については、市町村とみなす。この場合において、同法第十九条第一項中「市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）」とあり、及び同条第二項中「市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会」とあるのは、「社会資本整備審議会」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 災害復興都市計画に関するQ & A

Q 1 このマニュアルでは、土地区画整理事業等の災害復興都市計画は、被災後6か月以内に決定することを目標としているが、住民の合意形成の観点からは短すぎるのではないか。

A 1 本マニュアルは、大規模災害からの速やかな復興を図る観点から作成しているため、復興の基点となる土地区画整理事業等の都市計画決定の一応の目標を被災後6か月以内としています。

しかしながら、都市計画決定にあたっては、当然、十分な住民合意を踏まえたものとする必要がありますので、第2章第6節に記載のとおり、被災後6か月以内という目標は、住民合意に優先するものではありません。

Q 2 被災市街地復興推進地域の指定が被災後2年に限られているのは何故か。

A 2 被災市街地復興推進地域内における建築行為等の制限は、①国民の財産権の制限であることから、過大な制限は不適切であること、②被災後時間が経過し建築物が多く建築されてしまった後に適用することは不適切であるなどの理由から、被災時点から一定の期間に限定することが適切であるとされ、土地区画整理事業等の災害復興都市計画の決定を行うにあたって最低限必要な期間等を勘案して、制限満了の日を被災から2年以内としているものです。

Q 3 被災市街地復興推進地域内の建築制限は、原則自己用で敷地規模が300㎡未満に制限される等、都市計画施設等の区域における制限より制限内容が厳しい。災害復興都市計画の合意形成が長引けば、暫定的な土地利用もできず、かえって復興の妨げになるのではないか。

A 3 災害復興都市計画の地元合意に時間を要する場合は、合意できた部分から段階的に都市計画決定を行うことも考えられます。

例えば、復興土地区画整理事業を行う区域については合意ができたものの、区域内の公共施設の配置等について合意ができていないといった場合は、まず区域について都市計画決定を行い、公共施設の配置等については、その合意ができた時点で都市計画の変更を行うことも考えられます。

3 防災上課題のある地区の把握方法（例）

防災上課題のある地区を事前に把握しておくことは、災害発生後、速やかに災害復興都市計画を立案する上で重要であるとともに、防災対策の推進にも寄与するものである。

防災上課題のある地区の把握方法については、「都市防災実務ハンドブック（地震防災編）」（都市防災実務ハンドブック編集委員会 編集）（以下「ハンドブック」）に記載されており、以下に参考として一部を抜粋する。

（1）概要

マニュアルにおける危険度評価は、大規模地震による被害要因を火災と建物倒壊に大別し、被害は両者の相関によって拡大するとし、次の評価項目を設定して、地区レベルの評価、都市レベルの評価及び地区レベルと都市レベルの総合評価を行うものとなっている。

（マニュアルにおける危険度の評価項目）

レベル	危険度	評価項目	評価方法	評価
地区レベル	延焼危険度	地区内の燃え易さ	不燃領域率、木防建ぺい率	左記率を相加平均して危険度を5段階で評価
		消防活動の困難性	消防活動困難区域率	
	避難危険度	一次避難活動の困難性	道路閉塞確率	左記率を相加平均して危険度を5段階で評価
		地盤の状況	一次避難困難区域率	
都市レベル	延焼危険度	都市全体の燃え易さ	都市防火区画整備率	左記率により危険度を5段階で評価
	避難危険度	広域避難の困難性	広域避難困難区域率	左記率により危険度を5段階で評価

ここでは、災害復興都市計画で対象とする、土地区画整理事業を念頭に、地区レベルの危険度評価を紹介する。（各評価項目等の意義等詳細については、ハンドブックを参照されたい。）

（2）地区レベルの延焼危険度の評価

○ 不燃領域率・木防建ぺい率

町丁目毎の不燃領域率・木防建ぺい率を評価する。

$$\text{不燃領域率} = (\text{不燃領域面積}) / (\text{地区面積})$$

$$\text{不燃領域面積} = (\text{空地面積}) + (\text{地区面積} - \text{空地面積}) \times (\text{耐火率})$$

空地面積：短辺又は直径40m以上かつ面積が1,500㎡以上の水面、公園、運動場、学校、一団地の施設等の面積と幅員6m以上の道路面積

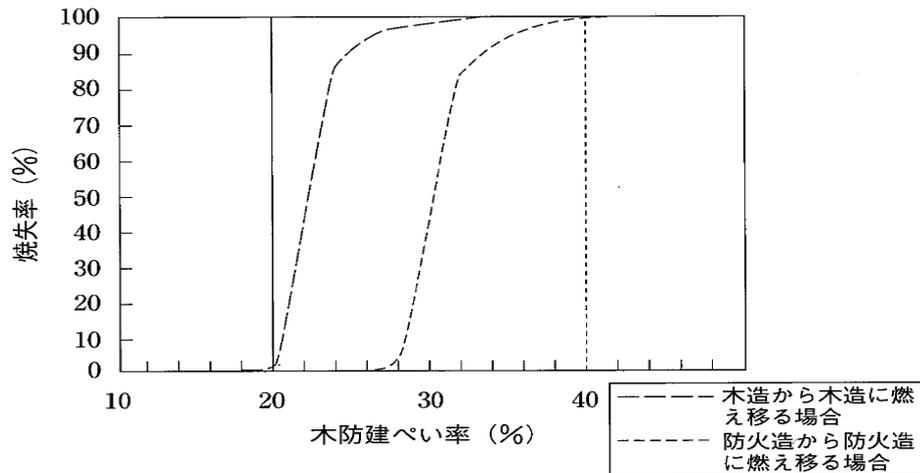
地区面積：幅員15m以上の道路（延焼遮断帯、避難路を想定）、水面・河川及び大規模空地（概ね1ha以上）は含めない。

耐火率：全建物の建築面積のうち、耐火建築物が占める割合

$$\text{木防建ぺい率} = (\text{木造（防火造含む）建築物の建築面積}) / (\text{地区面積})$$

(不燃領域率・木防建ぺい率による危険度評価)

危険度(a)	不燃領域率・木防建ぺい率
1	不燃領域率70%以上
2	不燃領域率70%未満 木防建ぺい率20%未満
3	同 木防建ぺい率20%以上30%未満
4	同 木防建ぺい率30%以上40%未満
5	同 木防建ぺい率40%以上



木防建ぺい率と焼失率

(都市防災実務ハンドブック(地震防災編)から引用)

○ 消防活動困難区域率

町丁目内で消防自動車が行き通れる道路に面する、震災時有効水利からホースの届く範囲以遠の範囲が占める割合で評価する。

消防活動困難区域率
 = (町丁目内で消防自動車が行き通れる道路に面する震災時有効水利からホースの届く範囲以遠の面積) / (町丁目面積)

(消防活動困難区域率による危険度)

危険度(b)	消防活動困難区域率
1	20%未満
2	20%以上40%未満
3	40%以上60%未満
4	60%以上80%未満
5	80%以上

○ 地区レベルの延焼危険度の評価

不燃領域率・木防建ぺい率及び消防活動困難区域率の危険度の相加平均により、次のとおり評価する。

(地区レベル：延焼危険度)

地区レベル 延焼危険度 (I)	相加平均 $\{(a) + (b) / 2\}$
1	1.0
2	1.5及び2.0
3	2.5及び3.0
4	3.5及び4.0
5	4.5及び5.0

(3) 地区レベルの避難危険度の評価

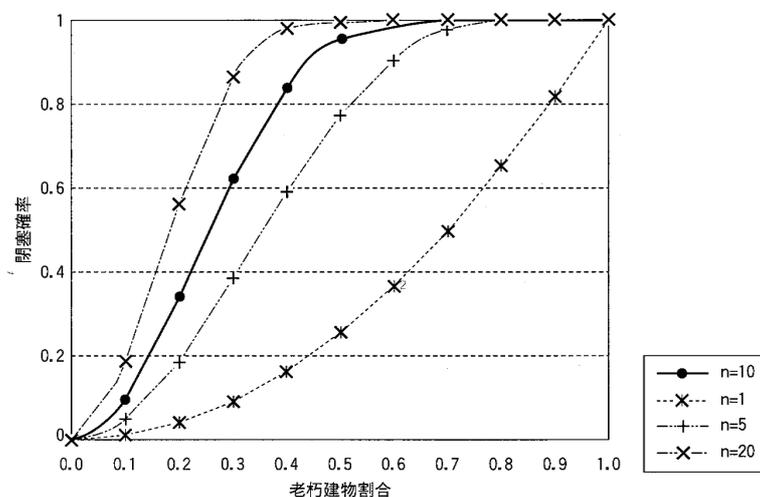
○ 道路閉塞確率

各町丁目において、老朽建物割合や地盤状況から建物倒壊により道路が閉塞する可能性について評価する。

道路閉塞確率

$$= (4 \text{ m未満道路延長} + 4 \sim 8 \text{ m道路延長} \times \text{建物老朽度, 地盤状況による道路閉塞確率}) / (\text{総延長})$$

(建物老朽度, 地盤状況による閉塞確率)は, 次の図の $n=10$ の値を読み取る。なお, 地盤の液状化の可能性が高い地区は, 老朽建物割合に関わらず, 全ての建物が倒壊し, その範囲にある幅員4~8mの道路は全て閉塞するものとして道路閉塞確率を求める。(明らかに基礎杭を支持層まで打ち込んであるもの(大型のビル等)については, 倒壊しないものとして扱うことができる。)



老朽建物割合と閉塞確率

(都市防災実務ハンドブック(地震防災編)から引用)

(道路閉塞率による危険度)

危険度 (a)	消防活動困難区域率
1	40%未満
2	40%以上50%未満
3	50%以上60%未満
4	60%以上70%未満
5	70%以上

○ 一次避難困難区域率

各町丁目において一次避難地等から一定距離以遠の範囲が占める割合で評価する。

一次避難困難区域率
 = (町丁目に占める一次避難地等から一定距離以遠の範囲の面積)
 / (町丁目の面積)
 一定距離：日常生活をカバーできる範囲 (小学校区の大きさ等)

(一次避難困難区域率による危険度)

危険度 (b)	一次避難困難区域率
1	20%未満
2	20%以上40%未満
3	40%以上60%未満
4	60%以上80%未満
5	80%以上

○ 地区レベルの避難危険度の評価

道路閉塞率による危険度と一次避難困難区域率による危険度をの相加平均により、次のとおり評価する。

(地区レベル：避難危険度)

地区レベル 避難危険度 (II)	相加平均 {(a) + (b) / 2}
1	1.0
2	1.5及び2.0
3	2.5及び3.0
4	3.5及び4.0
5	4.5及び5.0

(4) 地区レベルの危険度の評価

延焼危険度と避難危険度の相加平均により評価する。

(地区レベルの危険度の評価)

地区レベル 避難危険度	延焼危険度と避難危険度の相加平均 {(I) + (II) / 2}
1	1.0
2	1.5及び2.0
3	2.5及び3.0
4	3.5及び4.0
5	4.5及び5.0

4 東日本大震災における復興都市計画の調査

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、東北地方を中心に津波災害が発生し、沿岸部の都市計画区域が被災している。

本マニュアルの策定にあたり参考とするため、東日本大震災における復興都市計画について、特に津波災害等で甚大な被害を受けた岩手県及び宮城県の都市計画区域を有する被災市町村を対象として、次の項目についてアンケート調査（平成25年10月～同11月）を行ったので、調査項目毎に結果の概要を示す。

【東日本大震災に係る復興都市計画に関するアンケートの調査項目】

- (1) 復興都市計画マニュアルの有無
- (2) 建築制限制度の運用状況
- (3) 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興都市計画について
- (4) 復興都市計画に関する独自の工夫等

(1) 復興都市計画マニュアルの有無

回答のあった全市町について復興都市計画マニュアルがなく、建築制限の体系や時系列に整理したものがなかったため、発災当初の建築基準法第84条等の建築制限の判断が困難だった、との回答があった。

(2) 建築制限制度の運用状況

復興都市計画に土地区画整理事業や防災集団移転促進事業を採用している点では、岩手、宮城の両県内とも共通しているが、建築制限制度の運用状況は大きく異なっていた。

【建築制限制度の運用状況】

【岩手県】

- ・ 建築基準法第84条の建築制限は行われていない。
- ・ 上記のため、建築基準法第84条の建築制限を継続する形式での被災市街地復興推進地域の指定も行われていない。(但し、高台移転等を前提に指定した事例はある。)
- ・ 防災集団移転促進事業の導入に伴い、災害危険区域（建築基準法第39条。以下同じ）の指定を行った市町がある。

【宮城県】

- ・ 岩手県に連続するリアス式海岸沿岸の市町については、概ね建築基準法第84条の建築制限は行われていない。
- ・ 仙台平野に連なる市町については、概ね建築基準法第84条の建築制限が行われ、継続する形式で被災市街地復興推進地域の指定が行われている。

岩手県内等で建築制限が行われていない理由としては、「防潮堤が破壊され、地盤沈下やライフラインが復旧していないため、早期に土地利用できる状況ではなかったこと」等が挙げられており、このような状況を踏まえ、建築の自粛要請という形式で復興都市計画事業が進められている。

宮城県において、建築制限を実施している市町では、その実施にあたり、次のような点に苦慮したとの回答があった。

【建築制限の実施にあたり苦慮した点等】

- ・ 被災市街地復興推進地域の指定にあたり、「復興のための土地区画整理事業等の必要性」（被災市街地復興特別措置法第5条第1項第3号）の判断に苦慮した。（過去に土地区画整理事業が実施された等、比較的道路網が整っている等の理由により、甚大な被害でありながら、指定をしなかった地域がある。）
- ・ 指定時点では、将来の土地利用について明確なものがなく、災害危険区域の指定に踏み切れず、当該建築制限を実施した。
- ・ 指定後に、相続手続き未済等、分筆が難しい土地をまたいで区域設定をしていた等の種々の問題が発生した。

また、被災市街地復興推進地域の建築制限は原則自己用で敷地面積が300㎡未満である等、都市計画法第53条の建築制限に比較して相当に強力な建築制限であり、暫定的な土地利用に懸念があるが、これについては、土地区画整理事業の区域のみをまず指定する等、多段階式の都市計画決定を行い、速やかに都市計画法第53条の建築制限に移行する対応をしている例が見られた。

なお、被災市街地復興推進地域の指定は、発災後2年以内の限定措置であり、当該期間内に復興都市計画を決定することを意図したものとなっているが、住民の合意形成の熟度が高まらず、都市計画決定に至っていない事例も見られた。この場合における建築制限の継続は、まちづくり協議会等と通じた建築の自粛要請という形式で行われている。

（3）東日本大震災復興特別区域法に基づく復興都市計画について

平成25年6月21日に施行された「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号。以下「復興法」）のモデルとなった東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）における復興整備計画の都市計画上のメリットについては、次のような回答があり、都市計画区域外、市街化調整区域等が関係する関係機関協議について、効果が上がっている模様である。

【東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画を策定することによる都市計画上のメリット】

- ・ 市街化調整区域での農地転用許可や農業振興地域の変更に係る事務手続きについては、復興の取組という意義、意識づけが明確になり、通常の手続きより迅速に進んだ。

（次頁に続く）

【東日本大震災特別区域法に基づく復興整備計画を策定することによる都市計画上のメリット】
(つづき)

- ・ 土地区画整理事業の導入のため，都市計画区域を拡大する必要があり，それに伴う土地利用基本計画の変更手続きが簡素化された。
- ・ 土地区画整理事業地域内の農地転用許可，保安林の解除手続きが簡素化された。

(4) 復興都市計画に関する独自の工夫等

復興都市計画に関する独自の工夫等については，次のような回答があった。

【復興都市計画に関する独自の工夫等】

- ・ 市町村決定の際の県協議を相当迅速に進めている。
- ・ 県都市計画審議会を市町村のスケジュールに合わせて適宜開催している。
- ・ 土地区画整理事業の都市計画決定を進めるため，関係機関協議に時間のかかる事業区域内の既存都市計画道路を廃止し，区域のみの決定とした。
- ・ 被災市街地復興推進地域の指定の考え方等，県内で統一した指標があればスピード化も図れると思料する。
- ・ 土地区画整理事業の都市計画決定は特区法でワンストップ化できるが，事業認可は県との別協議となるので，結果，都市計画決定に時間を要した。市町村への権限の委譲がより効果的と感じる。

5 復興土地区画整理事業における課題想定

災害復興都市計画にあたっては、平時の取組みとして、過去の被害事例を自己自治体にあてはめた場合に予想される課題等を抽出し、これに対する対応や関連する法解釈、制度等を研究しておくことが有用と思われる。

本マニュアル案策定のWGにおいて、復興土地区画整理事業における課題等を想定したので、参考として以下に示す。

【復興土地区画整理事業において想定される課題等】

○ 都市計画決定段階における課題

- ・ 区画整理事業を行う区域の特定
- ・ 地権者等関係権利者の所在の確認と説明会等の周知方法
- ・ 市街地の復興を土地区画整理事業で行うことに対する住民の合意形成
- ・ 短期間での都市計画決定手続きに対する住民の不安の解消
- ・ (津波災害の場合) 現地での市街地再建に対する住民の不安の解消
- ・ 住民の都市計画及びまちづくりに関する理解、意識の醸成
- ・ 既存の都市計画がある場合その廃止等の整理
- ・ 区域が広大な場合、地域によって住民の復興に対する理解、意識が異なる

○ 事業計画作成段階における課題

- ・ 減歩に対する土地所有者等の抵抗感の解消
- ・ 減歩により住宅建設が困難となる小規模宅地の対策
- ・ 土地の境界が確定していない、地籍調査が行われておらず公図が不明確等の地区における事業計画の作成
- ・ 権利者の避難による土地の特定(境界確認)の難航
- ・ 多数の権利者が死亡、行方不明となっている場合の土地の権利関係の整理
- ・ 相続登記が未了の土地の権利者の特定及び連絡調整
- ・ 住民の理解、合意形成を十分に進めるための行政側の執行体制の確保
- ・ 利権者等関係住民が避難で転出している場合の説明会等の周知、連絡方法
- ・ まちづくり協議会の世話人等、住民代表者の負担軽減

○ 事業実施段階における課題

- ・ 事業が長期化することによる、区域外転出者の増加及びこれに伴う事業計画の見直し
- ・ 事業が長期化することによる、地域産業の衰退
- ・ 高齢者等、資力に余裕がなく、住宅再建費用の用意が困難な者の居住の確保
- ・ 保留地の処分の低迷とその負担

○ 事業実施後の課題

- ・ 住民のコミュニティ意識の希薄化

6 広島県被災建築物応急危険度判定要綱

第1 (目的)

この要綱は、地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 (定義)

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

(2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事する者として、広島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

(3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 (震前対策)

1 市町長は、判定の的確な実施を図るため、あらかじめ次の事項からなる、「市町地震被災建築物応急危険度判定要綱」（以下「市町要綱」という。）を定めるものとする。

(1) 判定実施の決定

(2) 判定実施本部の設置

(3) 判定の実施に関する県との連絡調整等

(4) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(5) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等

(6) 県に対する支援要請に関する事項

(7) 判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(8) 判定資機材の調達、備蓄

(9) その他必要な事項

2 知事は、市町長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。

3 知事は、的確な支援が行えるよう、市町長があらかじめ計画した事項について取りまとめしておくものとする。

4 県は、社団法人広島県建築士会、社団法人広島県建築士事務所協会その他建築関係団体（以下「建築関係団体等」という。）と協力して、判定士等の養成を行うものとする。

5 県は、市町と協力して、所定の判定用資機材を備蓄するものとする。

第4（判定実施の事前準備）

- 1 市町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定対象建築物の基準を整備しておくものとする。
- 2 市町は判定実施本部の体制について、また、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

第5（判定の実施）

- 1 市町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断した時は判定の実施を決定し、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 市町長は、判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
- 3 知事は、市町長から支援の要請があったときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。
- 4 県及び市町は、判定の実施を決定した場合は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- 5 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、当該市町に代わってこれを調達するものとする。
- 6 県及び市町は、判定士等の判定区域までの移動手手段の確保、食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

第6（県と市町間の連絡調整等）

- 1 市町長は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。
- 2 判定実施本部は、知事が判定支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

第7（国及び他都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等）

- 1 知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他都道府県知事に対し、必要な支援を要請するものとする。
- 2 知事は、国土交通大臣及び他都道府県知事から判定に対する支援要請があった場合は、支障のない限り必要な支援に努めるものとする。

第8（その他）

- 1 県、市町及び建築関係団体等は、広島県地震被災建築物応急危険度判定協議会等を通じ情報交換を行い、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。
- 2 県は、この要綱が市町要綱の制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年10月30日から施行する。

参考文献

- 1) 被災市街地復興特別措置法の解説 平成23年7月増補版 都市計画法制研究会
- 2) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 平成21年6月 内閣府
- 3) 都市防災実務ハンドブック～地震防災編～ 平成9年9月 建設省都市局都市防災対策室監修
- 4) 東日本大震災の被災地における復興まちづくりの進め方（合意形成ガイダンス） 平成24年6月 国土交通省都市局・住宅局
- 5) 東京都震災復興マニュアル（復興施策編） 平成19年10月 東京都
- 6) 大阪府震災復興都市づくりガイドライン 平成18年1月 大阪府建築都市部
- 7) 震災復興都市行動計画 平成14年3月 静岡県都市住宅部
- 8) 愛知県震災復興都市計画の手引き（手続き編） 平成24年4月 愛知県建設部」
- 9) 愛知県震災復興都市計画の手引き（計画編） 平成25年3月 愛知県建設部」
- 10) 栃木県復興都市ガイドライン（都市復興基本計画策定行動指針） 平成24年4月 栃木県県土整備部
- 11) 豊島区震災復興マニュアル（都市・住宅復興編） 平成23年7月 豊島区都市整備部都市計画課
- 12) 被災建築物応急危険度判定マニュアル 平成10年1月 財団法人日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会